

技能実習法に係る関東地区地域協議会の設置要綱

平成 30 年 6 月 27 日

(改正 令和元年 6 月 26 日)

(改正 令和 3 年 7 月 20 日)

(改正 令和 4 年 7 月 21 日)

(改正 令和 5 年 6 月 28 日)

(改正 令和 6 年 9 月 13 日)

(改正 令和 7 年 7 月 14 日)

1 目的

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）に係る関東地区地域協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「関東地区」という。）の出入国在留管理機関、労働基準監督機関、職業安定機関をはじめとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構（以下「機構」という。）等が、相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図る仕組みを構築することを目的とする。

2 取組事項等

協議会においては、次の事項を行う。

- ① 技能実習制度の適正化に向けた、地域での課題の共有や当該年度に重点的に取り組むべき事項（以下「取組方針」という。）の協議・決定
- ② 技能実習制度の現状を踏まえた、地域での制度運用上の留意点等の把握及び共有
- ③ 技能実習制度の適正化に向けた、技能実習法の主務省庁及び業所管省庁の地方支分部局、都県、機構との連携の確保及び強化
- ④ 育成就労制度の施行に向けた情報共有

3 組織

- (1) 協議会は、関東地区を管轄する労働局、地方出入国在留管理局、地方農政局、地方経済産業局、地方整備局、地方運輸局、都県、警視庁及び県警察本部、機構及びその地方事務所等の実務担当者で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (3) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の行政機関の

者の出席を求めることができる。

- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、協議会に業界団体等の者の出席を求めることができる。

4 会議の開催等

- (1) 協議会は、毎年6月頃に、東京都で開催する。また、必要に応じて、臨時に協議会を開催することができる。
- (2) やむを得ない事由により協議会を招集できない場合、議事の内容を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問うた上で、構成員の了承をもって会議における協議に代えることができる。
- (3) 協議会は非公開とするが、開催後に資料及び議事要旨を公開する。なお、公表すべきでないと協議会が認めた資料については、非公開とすることができる。

5 事務局等

- (1) 協議会の事務局は、東京労働局が担当する。
- (2) その他協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

別表 関東地区地域協議会構成員

都道府県労働局	地方出入国在留 管理局	地方農政局等	地方経済産業局	地方整備局等	地方運輸局等	都道府県及び 都道府県警察本部	外国人技能実習 機構 地方事務所
茨城労働局労働基準部監督課長 茨城労働局職業安定部訓練課長 栃木労働局労働基準部監督課長 栃木労働局職業安定部訓練課長 群馬労働局労働基準部監督課長 群馬労働局職業安定部訓練課長 埼玉労働局労働基準部監督課長 埼玉労働局職業安定部訓練課長 千葉労働局労働基準部監督課長 千葉労働局職業安定部訓練課長 東京労働局労働基準部監督課長 東京労働局職業安定部訓練課長 東京労働局雇用環境・均等部指導課長 神奈川労働局労働基準部監督課長 神奈川労働局職業安定部訓練課長 新潟労働局労働基準部監督課長 新潟労働局職業安定部訓練課長 山梨労働局労働基準部監督課長 山梨労働局職業安定部訓練課長	東京出入国在留 管理局研修・短期滞在審査部門 首席審査官	関東農政局経営・事業支援部 経営支援課長 北陸農政局経営・事業支援部 経営支援課長	関東経済産業局地域経済部産業人材政策課課長	関東地方整備局建設部建設産業第一課長 北陸地方整備局建設部計画・建設産業課長	関東運輸局自動車技術安全部整備課長 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課長 関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	茨城県警察本部生活環境課長 栃木県警察本部生活環境課長 群馬県警察本部生活環境課長 埼玉県警察本部保安課長 千葉県警察本部風俗保安課長 警視庁保安課長 神奈川県警察本部生活保安課長 新潟県警察本部生活保安課長 山梨県警察本部保安課長 長野県警察本部生活安全捜査課長 茨城県産業戦略部労働政策課長 栃木県産業労働観光部労働政策課長 群馬県産業経済部労働政策課長 埼玉県産業労働部雇用・人材戦略課長 千葉県商工労働部産業人材課長 東京都産業労働局雇用就業部能力開発課長 神奈川県産業労働局労働部産業人	東京事務所長 水戸支所長 長野支所長

長野労働局労働基準部監督課長 長野労働局職業安定部訓練課長						材課長 新潟県産業労働部雇用能力開発課長 山梨県産業政策部産業人材課長 長野県産業労働部労働雇用課長	
----------------------------------	--	--	--	--	--	---	--



外国人技能実習制度 の現状、課題等について

令和7年7月
厚生労働省 労働局（関東地区）

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数230.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① 就労目的で在留が認められる者** **約71.9万人**
(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)
 - 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② 身分に基づき在留する者** **約62.9万人**
(「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」(主に日系人)が含まれる)
 - これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ③ 技能実習** **約47.1万人**
 - 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ 特定活動** **約8.6万人**
(経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキング・ホリデー等が含まれる)
 - 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ⑤ 資格外活動** (留学生のアルバイト等) **約39.8万人**
 - 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

(注) 介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者は対象外である。

日本で就労する外国人のカテゴリー（関東地区都県別状況）

都・県7	外国人労働者数 (全国計における構成比)		①専門的・ 技術的分野 (全国計における構成比)		②身分に基づく 在留資格 (全国計における構成比)		③技能実習 (全国計における構成比)		④特定活動 (全国計における構成比)		⑤資格外活動 (全国計における構成比)		⑥不明
茨 城	61,909	2.7	18,016	2.5	17,276	2.7	19,445	4.1	2,583	3.0	4,589	1.2	0
栃 木	35,569	1.5	9,094	1.3	12,633	2.0	9,006	1.9	2,016	2.4	2,820	0.7	0
群 馬	56,938	2.5	12,889	1.8	21,767	3.5	12,454	2.6	3,296	3.8	6,532	1.6	0
埼 玉	120,062	5.2	30,381	4.2	36,575	5.8	22,183	4.7	4,950	5.8	25,973	6.5	0
千 葉	92,516	4.0	27,367	3.8	25,290	4.0	19,318	4.1	3,525	4.1	17,015	4.3	1
東 京	585,791	25.4	241,795	33.6	151,362	24.1	32,174	6.8	25,598	29.9	134,838	33.9	24
神奈川	134,101	5.8	42,915	6.0	48,700	7.7	18,371	3.9	5,267	6.1	18,838	4.7	10
新 潟	14,358	0.6	3,846	0.5	3,033	0.5	5,264	1.1	481	0.6	1,734	0.4	0
山 梨	12,462	0.5	3,624	0.5	4,615	0.7	2,877	0.6	416	0.5	929	0.2	1
長 野	27,834	1.2	7,283	1.0	10,286	1.6	7,600	1.6	1,135	1.3	1,530	0.4	0
関東計	1,141,540	49.6	397,210	55.3	331,537	52.7	148,692	31.6	49,267	57.5	214,798	53.9	36
全 国	2,302,587	100.0	718,812	100.0	629,117	100.0	470,725	100.0	85,686	100.0	398,167	100.0	80

※外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）による

技能実習 対前年増減状況

	全 国	関東計	茨 城	栃 木	群 馬	埼 玉	千 葉	東 京	神奈川	新 潟	山 梨	長 野
令和 6年 1 0 月末現在	470,725	148,692	19,445	9,006	12,454	22,183	19,318	32,174	18,371	5,264	2,877	7,600
前年同期比 (%)	14.1	14.2	11.7	5.2	10.1	16.4	19.1	18.9	11.0	14.2	12.1	10.3
令和 5年 1 0 月末現在	412,501	130,243	17,411	8,563	11,315	19,053	16,215	27,065	16,557	4,609	2,567	6,888
前年同期比 (%)	20.2	21.6	17	20	18.2	23.9	20.8	23.5	25.5	26.4	21	18.3
令和 4年 1 0 月末現在	343,254	107,072	14,886	7,134	9,570	15,372	13,418	21,912	13,191	3,647	2,121	5,821

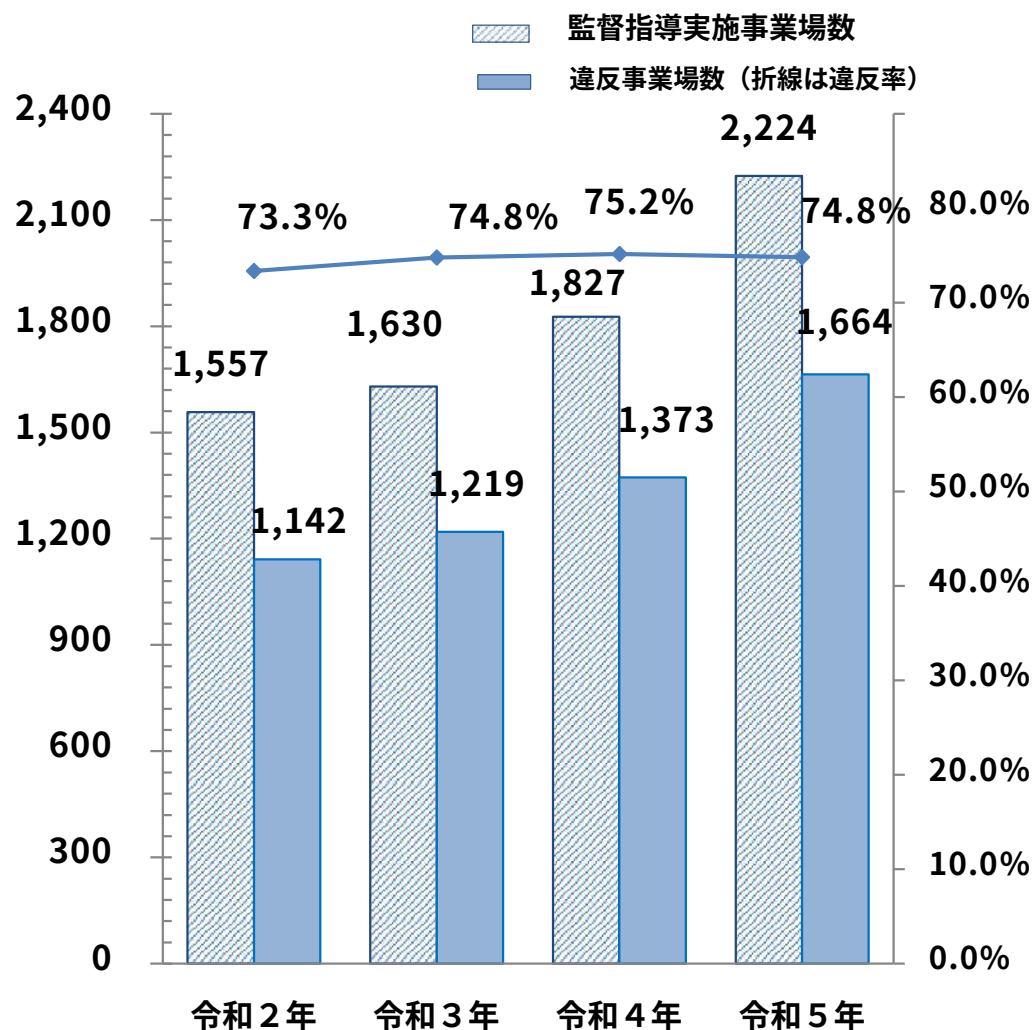
※外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末現在）による

2. 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況 (令和5年)

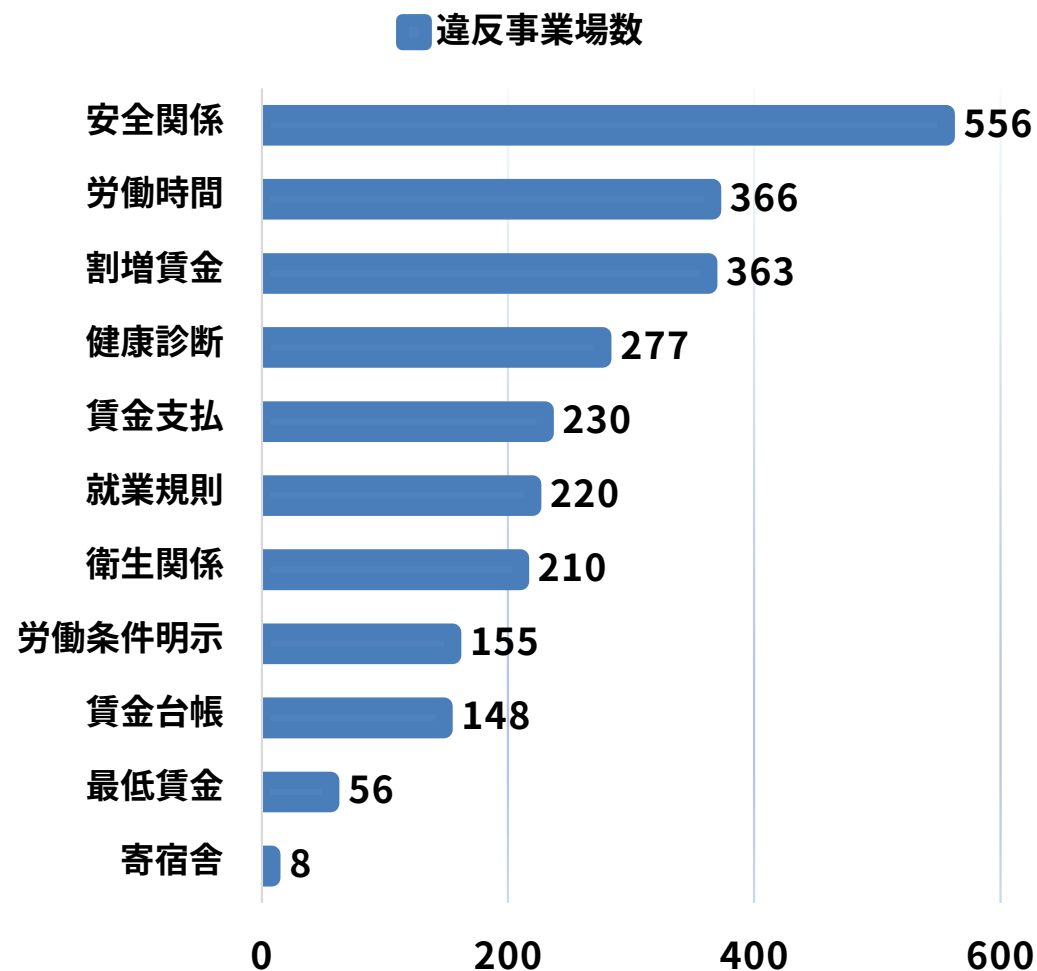
1 監督指導状況

(1) 関東地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して2,224件の監督指導を実施し、その約74.8%に当たる1,664件で労働基準関係法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①安全関係（25.0%）、②労働時間（16.5%）、③割増賃金（16.3%）の順に多かった。



＜注＞違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- 金属建築部材製造業を営む事業場について、外国人技能実習機構からの通報を契機に監督指導を実施したところ、ベトナム人技能実習生に関して、以下の事実が認められた事案。
 - ① 36協定で定めた延長時間を超え、最長で月125.5時間、2～6月の平均で96.5時間の違法な時間外・休日労働が認められた。
 - ② 寄宿舎に居住させていたが、寄宿舎設置届がなく、また、寄宿舎規則が定められていなかった。
 - ③ 屋内作業場において、金属アーク溶接の作業を行わせていたが有効な呼吸用保護具を使用させていなかった。

労基署の対応

- 36協定に定めた延長時間を超えて時間外労働を行わせていたこと及び月100時間以上の時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告した。
- 寄宿舎設置届及び寄宿舎規則を届け出ていなかったことについて是正勧告した。
- 金属アーク溶接を行わせる際に、呼吸用保護具を使用させていなかったことについて是正勧告した。

指導後の会社の取組果

違反条文

- 親会社の機械トラブルにより長時間労働となっていたが、各部署で連携し、作業日報を確認し合うことで、業務量を各部署間で調整した。また、技能実習生には、より分かりやすく週又は半月ごとの残業時間数を確認させることとした。
- 寄宿舎設置届及び寄宿舎規則を届け出た。
- 粉じん作業に従事する労働者以上の呼吸用保護具を常時作業場内に確保した上で呼吸用保護具責任者が管理指導を行い着用を徹底した。

労働基準法第32条（労働時間）
労働基準法第36条第6項第2号及び第3号
（月100時間以上、月平均80時間超の時間外・休日労働時間）
労働基準法第95条（寄宿舎規則生活の秩序）
労働基準法第96条の2（監督上の行政措置）
労働安全衛生法第22条（事業者が講ずべき措置）
粉じん障害予防規則第27条（呼吸用保護具の使用）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(平成30年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数	163	122	156	120	194	202	131	83	50	141	1362
違反事業 場数	103	88	115	79	160	134	97	59	30	101	966
主な 違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	6	8	7	13	20	12	3	3	94
	同 法 第24条 (賃金の支払)	7	4	14	6	7	26	12	6	4	98
	同法第32,40条 (労働時間)	43	39	45	31	62	40	31	16	9	361
	同 法 第37条 (割増賃金)	21	13	23	13	26	45	19	9	22	200
	同 法 第89条 (就業規則)	15	14	16	12	23	12	10	6	3	120
	同 法 第108条 (賃金台帳)	8	8	6	6	12	26	11	3	2	90
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	0	1	1	4	1	1	6	5	1	20
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	33	57	21	80	40	34	31	11	404
	安全関係 衛生関係	38	22	39	15	67	36	25	23	7	300
		16	11	18	6	13	4	9	8	4	104
	最低賃金法第4条	1	3	0	3	0	1	3	0	0	13
	健康診断	8	8	14	6	13	6	6	3	4	76

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(令和元年1月～12月)

	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数	244	160	214	270	324	259	212	94	65	200	2042
違反事業 場数	174	112	136	211	253	205	161	71	49	126	1498
主な 違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	20	7	26	37	39	23	23	4	6	201
	同 法 第24条 (賃金の支払)	33	14	21	69	42	52	35	11	11	299
	同法第32,40条 (労働時間)	50	34	46	72	75	62	58	15	27	469
	同 法 第37条 (割増賃金)	34	20	35	71	53	63	45	13	22	383
	同 法 第89条 (就業規則)	17	12	23	33	34	38	30	9	7	226
	同 法 第108条 (賃金台帳)	46	18	22	98	75	71	32	6	10	395
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	0	1	2	9	0	0	0	9	1	22
	労働安全衛生法 (第20～25条)	58	41	43	35	82	61	44	31	19	484
	安全関係 衛生関係	36	28	23	24	67	51	35	23	14	354
		22	13	20	11	15	10	9	8	5	130
	最低賃金法第4条	13	8	12	29	26	20	18	4	1	137
	健康診断	21	13	18	17	11	42	19	2	6	160

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(令和2年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数		140	110	182	192	210	169	150	112	56	236	1557	
違 反 事 業 場 数		111	74	126	150	154	138	110	83	39	157	1142	
主 な 違 反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	10	3	19	25	14	13	10	7	4	12	117	
	同 法 第24条 (賃金の支払)	9	3	26	32	22	30	13	12	7	34	188	
	同法第32,40条 (労働時間)	30	20	27	49	45	34	35	18	13	24	295	
	同 法 第37条 (割増賃金)	27	11	14	43	27	43	25	13	4	31	238	
	同 法 第89条 (就業規則)	15	7	16	25	20	19	21	13	7	13	156	
	同 法 第108条 (賃金台帳)	9	4	12	21	18	21	8	3	4	6	106	
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	1	0	1	0	4	0	2	9	
	労働安全衛生法 (第20～25条)	54	35	57	66	73	38	49	41	19	72	504	
	安全関係	43	28	40	49	61	37	43	31	15	50	397	
		衛生関係	11	7	17	17	12	1	6	10	4	22	107
	最低賃金法第4条		2	1	11	17	15	9	6	1	1	6	69
	健康診断		11	11	9	15	16	11	10	6	1	19	109

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(令和3年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計	
監督指導実施 事業場数		164	105	197	143	135	178	163	170	86	289	1630	
違反事業 場数		125	77	145	115	110	122	122	129	69	205	1219	
主な違反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	12	3	17	14	7	16	16	19	8	21	133	
	同 法 第24条 (賃金の支払)	19	1	18	23	15	23	15	25	4	44	187	
	同法第32,40条 (労働時間)	23	20	25	29	31	24	33	38	13	43	279	
	同 法 第37条 (割増賃金)	15	10	26	37	21	26	25	39	11	41	251	
	同 法 第89条 (就業規則)	10	9	31	9	15	11	19	19	6	19	148	
	同 法 第108条 (賃金台帳)	8	2	17	12	12	18	9	13	6	13	110	
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	1	1	1	4	0	0	1	4	0	0	12	
	労働安全衛生法 (第20～25条)	64	37	49	49	47	51	56	55	33	89	530	
	安全関係	58	24	38	38	39	42	48	39	24	67	417	
		衛生関係	8	13	11	11	8	9	8	16	9	22	115
	最低賃金法第4条		8	1	3	9	5	7	5	4	2	4	48
	健康診断		9	5	10	15	8	7	9	14	5	21	103

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(令和4年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数		190	103	227	199	206	220	221	168	65	228	1827
違 反 事 業 場 数		143	93	162	158	167	157	159	124	44	166	1373
主 な 違 反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	13	12	21	14	21	17	21	9	3	12	143
	同 法 第24条 (賃金の支払)	18	12	31	29	18	16	14	27	7	17	189
	同法第32,40条 (労働時間)	27	26	41	54	35	32	37	33	16	34	335
	同 法 第37条 (割増賃金)	34	18	46	39	30	29	43	32	13	32	316
	同 法 第89条 (就業規則)	18	12	30	20	17	14	21	18	8	25	183
	同 法 第108条 (賃金台帳)	14	10	10	13	18	18	17	5	6	11	122
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
	労働安全衛生法 (第20～25条)	73	43	98	52	101	80	77	55	15	94	688
	安全関係	54	28	62	39	80	66	63	41	13	76	522
		衛生関係	19	15	36	13	21	14	14	14	2	18
最低賃金法第4条		6	7	7	12	6	9	4	4	0	7	62
健康診断		22	19	27	20	25	13	20	15	4	25	190

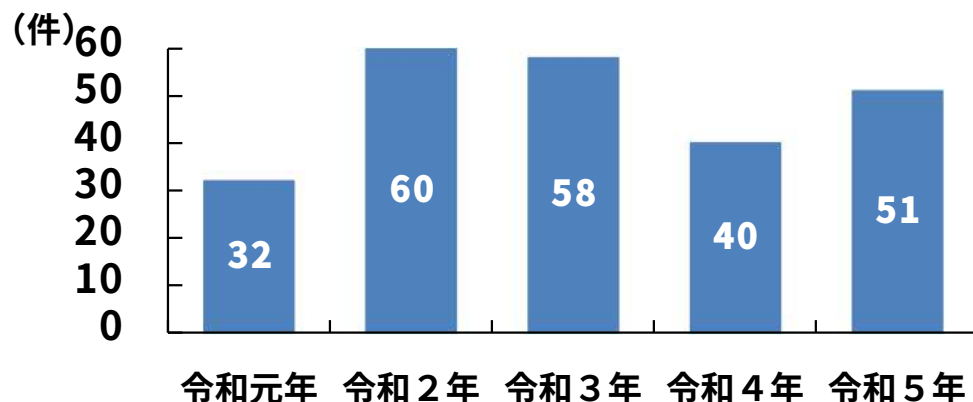
技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果
(関東地区)

(令和5年1月～12月)

		茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	合計
監督指導実施 事業場数		276	176	210	239	243	285	240	184	94	277	2224
違 反 事 業 場 数		221	127	156	187	195	214	175	123	69	197	1664
主 な 違 反	労働基準法第15条 (労働条件の明示)	15	9	13	23	25	24	23	10	2	11	155
	同 法 第24条 (賃金の支払)	34	12	19	33	33	32	35	9	5	18	230
	同法第32,40条 (労働時間)	40	24	42	52	32	49	48	24	17	38	366
	同 法 第37条 (割増賃金)	40	35	29	43	42	42	43	37	12	40	363
	同 法 第89条 (就業規則)	28	21	18	22	32	25	23	14	10	27	220
	同 法 第108条 (賃金台帳)	18	11	8	25	18	30	18	6	4	10	148
	同 法 第96条 (寄宿舎関係)	1	0	0	0	2	0	0	5	0	0	8
	労働安全衛生法 (第20～25条)	107	78	66	96	83	71	83	52	30	100	766
	安全関係	79	49	46	64	61	58	64	35	19	81	556
		衛生関係	28	29	20	32	22	13	19	17	11	19
最低賃金法第4条		9	2	3	8	8	7	6	5	5	3	56
健康診断		53	24	27	36	31	31	27	9	17	22	248

2 申告状況

- (1) 技能実習生から関東地区の労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は51件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(39件)、②解雇手続の不備(13件)、③支払われる賃金額が最低賃金額未満(3件)の順に多かった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

賃金・割増賃金の不払
(労働基準法第24条、第37条等)

39

解雇手続の不備
(労働基準法第20条)

13

最低賃金額未満
(最低賃金法第4条)

3

- (3) 申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

最低賃金、賃金不払い等に係る申告があったもの

概要

- 技能実習生から、最低賃金を下回る時給、実際の欠勤以上の賃金控除、時間外労働に対する割増賃金の不払いに係る申告がなされた。
- 腰痛を発症後に「母国に送り返す」などの暴言があったとの申立てがあったため、人身取引が疑われる事案として外国人技能実習機構に情報提供した。

労基署の対応

- 最低賃金を下回って支払っており、不就労時間を超えて欠勤控除し、時間外労働に対する割増賃金が不足していたため、是正勧告した。

違反条文

最低賃金法第4条(最低賃金)
労働基準法第24条(賃金の支払)
労働基準法第37条第1項(割増賃金)

指導後の会社の取組果

- 最低賃金、割増賃金について適切な金額で支払われ、欠勤に対して適切な金額で控除するようになった。

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(平成30年 1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	3	3	0	0
栃 木	2	2	0	1
群 馬	0	0	0	0
埼 玉	1	1	1	0
千 葉	2	2	0	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	3	1	0
新 潟	2	2	0	2
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	15	15	2	3

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(令和元年 1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	5	4	2	1
栃 木	3	2	1	0
群 馬	10	10	0	3
埼 玉	3	3	0	1
千 葉	6	6	1	0
東 京	2	2	0	0
神 奈 川	3	2	1	0
新 潟	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0
合 計	32	29	5	5

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(令和2年1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	6	6	0	0
栃 木	3	3	0	0
群 馬	11	11	0	0
埼 玉	12	11	1	1
千 葉	11	11	0	0
東 京	9	6	3	1
神 奈 川	3	3	1	1
新 潟	0	0	0	0
山 梨	1	0	0	0
長 野	4	2	0	0
合 計	60	53	5	3

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)				
(令和3年1月～12月)				
局	受理件数	主要事項別申告事項		
		労働基準法		最低賃金法
		賃金不払	解雇	
茨 城	7	7	0	3
栃 木	3	3	1	1
群 馬	5	4	1	0
埼 玉	11	11	2	0
千 葉	7	6	2	0
東 京	13	12	2	1
神 奈 川	4	3	1	0
新 潟	6	4	0	0
山 梨	1	1	0	0
長 野	1	0	0	0
合 計	58	51	9	5

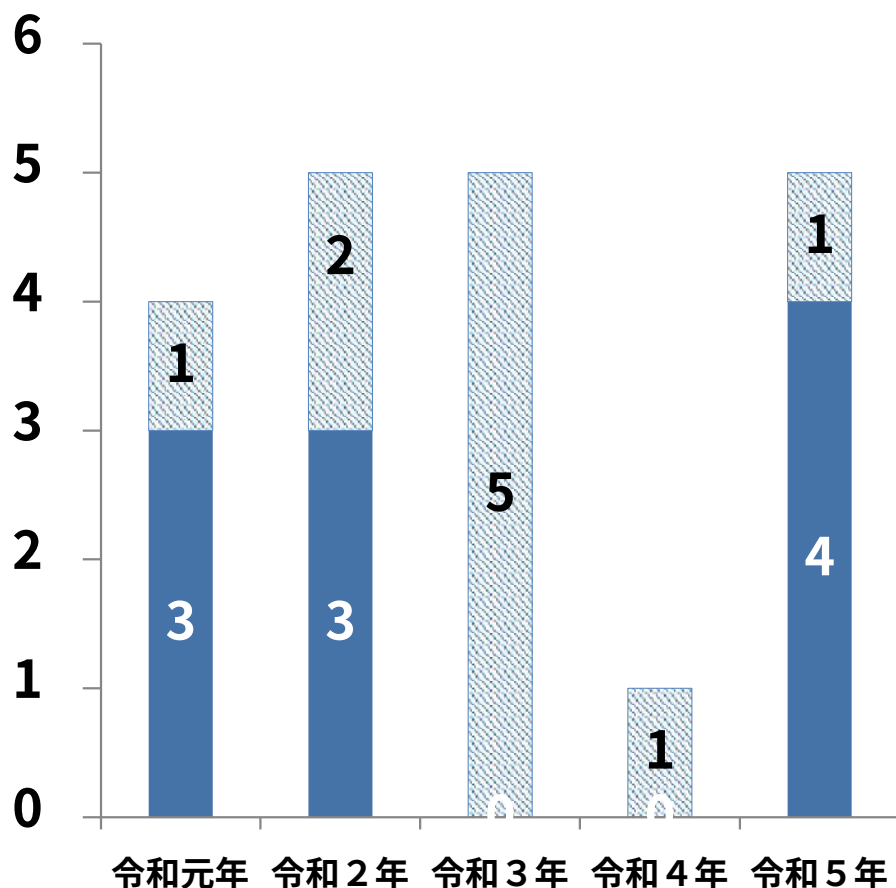
技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)					
(令和4年1月～12月)					
局	受理件数	主要事項別申告事項			
		労働基準法		最低賃金法	
		賃金不払	解雇		
茨 城	4	4	0	0	
栃 木	0	0	0	0	
群 馬	1	1	0	0	
埼 玉	6	6	2	0	
千 葉	9	5	6	0	
東 京	7	5	2	1	
神 奈 川	7	9	1	0	
新 潟	0	1	0	0	
山 梨	1	1	0	0	
長 野	5	5	1	0	
合 計	40	37	12	1	

技能実習生からの申告受理状況 (関東地区)					
(令和5年1月～12月)					
局	受理件数	主要事項別申告事項			
		労働基準法		最低賃金法	
		賃金不払	解雇		
茨 城	3	1	3	0	
栃 木	3	1	2	0	
群 馬	7	5	2	1	
埼 玉	4	4	0	0	
千 葉	13	10	2	0	
東 京	15	13	2	1	
神 奈 川	3	2	1	1	
新 潟	0	0	0	0	
山 梨	0	0	0	0	
長 野	3	3	1	0	
合 計	51	39	13	3	

3 送検状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、関東地域の労働基準監督機関が送検した件数は5件であった。

■ 労働基準法・最低賃金法違反 ■ 労働安全衛生法違反



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

違法な時間外労働・休日労働を行わせたほか、労基署に対して虚偽報告した疑いで送検

事案概要

- 茨城県に本社を置き、製造業を営む事業場。
- 労働者90名のうち外国人技能実習生を15名雇用。
- 通常の臨検監督を実施し、その際、労働時間に関する行政指導を行い是正した報告を受理し完結した。
- 是正報告から約1年後、事業場関係者から技能実習生のタイムカードなどを二重に作成している等の情報が寄せられたため外国人技能実習機構と合同で調査したところ、二重帳簿による時間の管理や虚偽の是正報告の事実などを認めたもの。

捜査結果

- タイムカードを二重作成したことで、本来の時間外・休日労働がいわゆる36協定の限度を超え行わせていた事実が判明。
- これらの労働時間等に関する違反と監督署に対する虚偽の是正報告について併せて送検し、法人、事業主共に略式起訴された。

送検条文

労働基準法第32条第1項（労働時間）
労働基準法第35条（休日）
労基法第36条第6項第2号
（月100時間以上の時間外・休日労働時間）
労働基準法第104条の2第2項（虚偽報告）

技能実習生に係る送検件数（令和元年～令和 5 年）

局	令和元年		令和 2 年		令和 3 年		令和 4 年		令和 5 年	
	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法	労基法 最賃法	安衛法
茨 城	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
千 葉	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
東 京	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
長 野	3	0	0	1	0	1	0	0	1	0
合 計	3	1	3	2	0	5	0	1	4	1

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

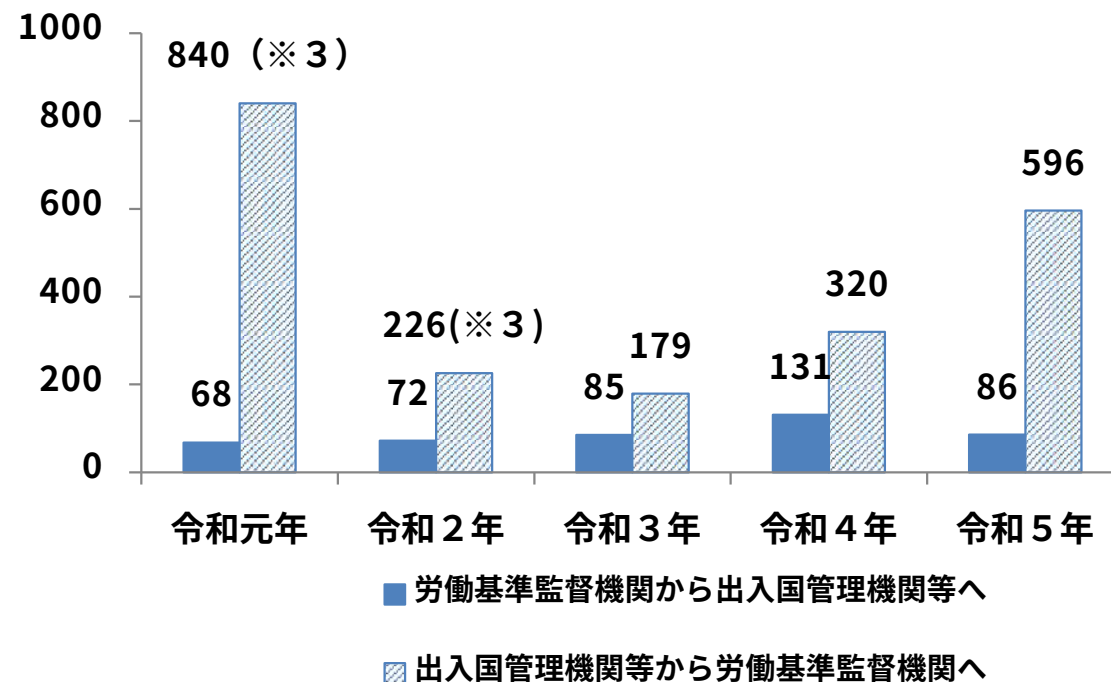
(1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関等が、その監督等の結果を相互に通報している。

(2) 関東地区で労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報（※1）した件数は86件、出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は596件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関等へ通報する事案
⇒労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関等から労働基準監督機関へ通報する事案
⇒出入国管理機関等において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

※3 令和元年及び令和2年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。



(3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関等から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

(4) 監督等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関等との合同監督・調査を行うこととしている。

労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報件数（令和元年～令和５年）

（関東地区）

上段が労働基準監督機関から出入国管理機関等への通報件数

下段が出入国管理機関等から労働基準監督機関への通報件数

局	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
茨 城	7	11	20	22	12
	139	11	9	54	113
栃 木	2	3	4	7	5
	47	8	4	15	35
群 馬	1	1	8	13	12
	54	7	9	7	34
埼 玉	6	10	9	13	4
	147	17	13	38	108
千 葉	13	18	12	15	15
	179	15	8	31	86
東 京	24	19	21	16	11
	110	18	7	12	67
神奈川	4	3	4	5	10
	70	20	5	17	63
新 潟	2	2	4	1	3
	19	35	35	56	34
山 梨	1	3	3	3	4
	17	1	0	2	13
長 野	8	2	0	36	10
	58	94	89	88	43
合 計	68	72	85	131	86
	840	226	179	320	596

3．労働局の取組



外国人労働者の皆さまへ

外国人労働者相談コーナーのご案内

東京労働局で10言語、新宿労働基準監督署で3言語、品川労働基準監督署で2言語の外国語による労働条件の相談を以下のとおり窓口・電話で受け付けております。※窓口相談に来られる際は、事前に相談日時等について予約願います。

相談内容：賃金・残業代が支払われない、予告なく解雇された等

相談時間：9：30～16：30（12:00～13:00を除く）

英 語	月・火・水・木・金	東京労働局 外国人特別相談・支援室 ☎03-5361-8728 160-0004 新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13F 外国人在留支援センター内 JR線・東京メトロ南北線 四ツ谷駅徒歩1分 東京メトロ丸の内線 四ツ谷駅徒歩3分
中 国 語	月・火・水・木・金	
タ ガ ロ グ 語	月・火・水・金	
ベ ト ナ ム 語	火・木・金	
ネ パ ー ル 語	月・火・水・木	
インドネシア語	火	
カンボジア語 （クメール語）	水	
タ イ 語	木	
ミ ャ ン マ ー 語	金	
モ ン ゴ ル 語	金	
英 語	月・火	新宿労働基準監督署 ☎03-5338-5582 169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4階 JR線 高田馬場駅 戸山口徒歩5分 西武新宿線 高田馬場駅 戸山口徒歩7分 東京メトロ東西線 高田馬場駅徒歩10分
中 国 語	火・木・金	
韓 国 語	水・木・金	
中 国 語	水・金	品川労働基準監督署 ☎03-3440-7556 141-0021 品川区上大崎3-13-26 J R 線 目黒駅又は五反田駅徒歩7分
タ ガ ロ グ 語	月・木	

外国人労働者向け相談ダイヤルのご案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001701
中国語			0570-001702
ポルトガル語			0570-001703
スペイン語			0570-001704
タガログ語			0570-001705
ベトナム語			0570-001706
ミャンマー語	金		0570-001707
ネパール語	月～木		0570-001708
韓国語	水、木、金		0570-001709
タイ語	木		0570-001712
インドネシア語	火		0570-001715
カンボジア語 (クメール語)	水		0570-001716
モンゴル語	金		0570-001718

労働条件相談ホットラインのご案内

「労働条件相談ホットライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからでも御利用いただけます。「労働条件相談ホットライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の開庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日 (毎日)	○平日（月～金） 午後５時～午後１０時 ○土日・祝日 午前９時～午後９時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語			0120-613-801
タイ語	木、日		0120-613-802
インドネシア語	月、土		0120-613-803
カンボジア語 (クメール語)			0120-613-804
モンゴル語			0120-613-805



ご相談ください！

厚生労働省
東京労働局
外国人特別相談・支援室



外国人特別相談・支援室の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

外国人労働者の労務管理等に関する

無料 訪問支援の御案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場等に、職員が直接お伺いして相談・支援をさせていただきます。

この訪問支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください！

※ ウェブ会議システム「Microsoft Teams (チームズ)」を利用したリモートによる訪問支援も可能ですので、ご希望の方は遠慮なく申し付け下さい！

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

外国人労働者の労務管理全般に関すること

- ・外国人を雇用したいけど、どんなことに気を付けなければならないの？
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

外国人雇用特有の問題に関すること

- ・就かせても良い仕事といけない仕事は何を見れば分かるの？
- ・外国人向けの教材や講習機関を紹介してほしい。
- ・他社の好事例を紹介してほしい。

労働基準法等に関すること

- ・外国人にも労働基準法は適用されるの？
- ・労働条件に日本人と差をつけても良い？
- ・外国語で書いた労働条件通知書のモデルがほしい！

このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること
- ・助成金の御案内



訪問支援を御希望の場合は、メールや電話でお申し込みください。

その他、ご不明な点がございましたら、外国人特別相談・支援室担当までお問合せください。

◆MAIL gaikoku-shien@mhlw.go.jp

◆TEL 03-5361-8728

※メールには以下の内容をご記入ください。

- ①会社名、②住所、③事業の種類、④外国人労働者数、⑤外国人労働者の在留資格、⑥ご担当者名、⑦連絡先(電話番号)、⑧リモートによる訪問支援の希望の有無、⑨希望日(第3希望までご記載ください)、⑩相談・支援を希望する内容

外国人労働者の労務管理等に関する

リモート支援のご案内

外国人特別相談・支援室では、外国人を雇用する又は雇用を予定している事業場の方を対象に、リモートで相談・支援をさせていただきます。

このリモート支援は、法違反を指摘して行政指導を行うものではなく、こちらから労務管理に関する各種書類の提示を求めることも致しません。ご希望があった書類のみ確認するものです。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。

労務管理の見直しの一つとして、ぜひ御活用ください。



対象事業場

外国人労働者を雇用する又は雇用を予定している事業場

実施方法

Microsoft Teams を用いたオンライン会議

費用

無料です。

※ Microsoft Teams を使用する環境はご用意いただく必要があります。

申込方法

下記の内容を記載の上、メールでお申し込みください。
(送付先)

gaikoku-shien@mhlw.go.jp

(記載内容)

- ① 会社名
- ② 住所
- ③ 事業の種類
- ④ 外国人労働者数
- ⑤ 外国人労働者の在留資格
- ⑥ ご担当者名
- ⑦ 連絡先(電話番号)
- ⑧ 「リモート支援希望」とご記載ください
- ⑨ 希望日(第3希望までご記載ください)
- ⑩ 相談・支援を希望する内容

相談・支援内容

下記のような内容について、相談・支援いたします。

- 外国人労働者の労務管理全般に関すること
 - ・何に気を付けなければならないか
 - ・今の管理方法で問題ないか
- 労働基準法等に関すること
 - ・労働基準監督署への届出について
 - ・労働条件に差を付けて良いのか
- 外国人雇用特有の問題に関すること
 - ・外国語の教材を紹介してほしい
 - ・どんなトラブルが多いのか

などなど



外国人在留支援センター
FRES

外国人特別相談・支援室

〒164-0004

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

外国人在留支援センター(FRES)内

TEL: 03-5361-8728 Mail: gaikoku-shien@mhlw.go.jp



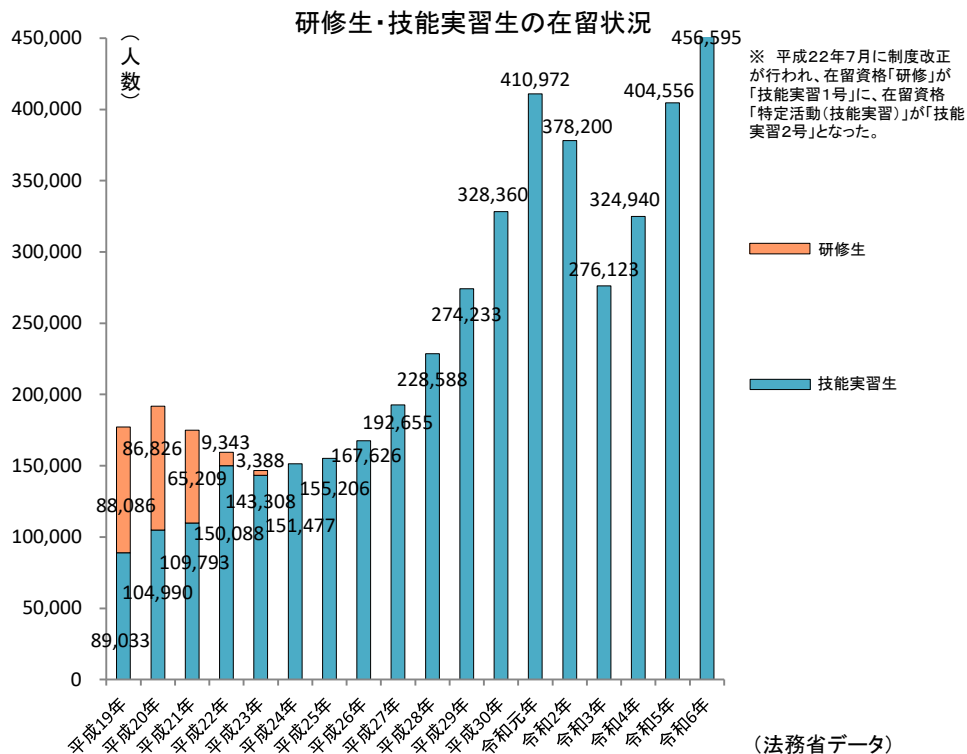


技能実習制度の現状及び取組について

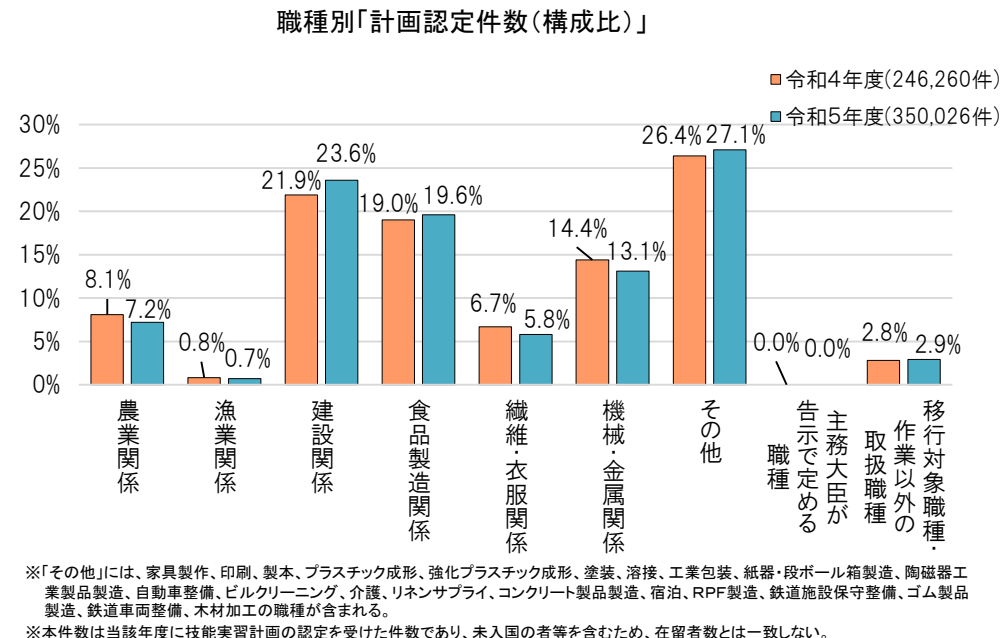
令和 7 年 7 月
東京出入国在留管理局

技能実習制度の現状

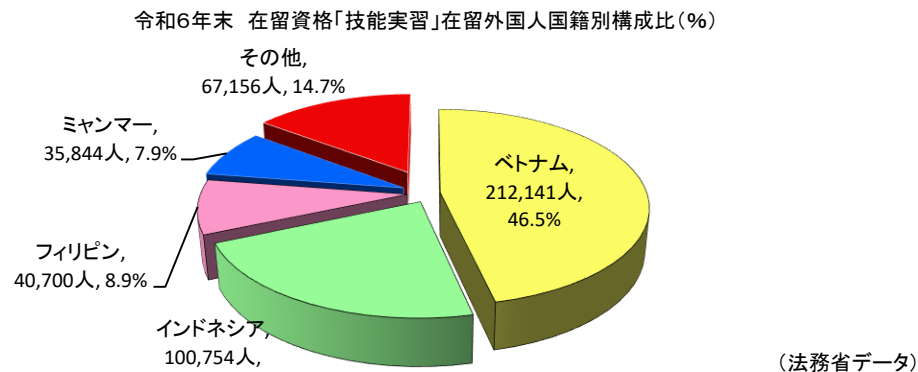
1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



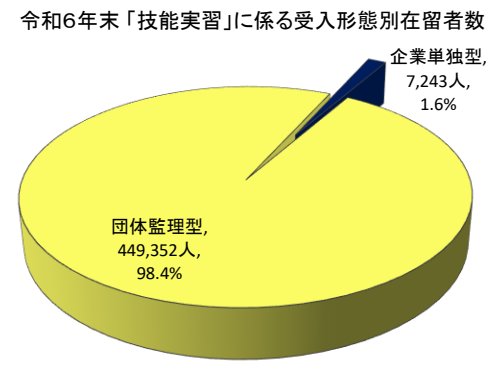
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.4%



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（31,635人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (25,640人)	施設園芸	13,950
	畑作・野菜	11,141
	果樹	549
畜産農業● (5,995人)	養豚	1,239
	養鶏	2,083
	酪農	2,673
林業（0人）	育林・素材生産作業	0

2 漁業関係（2職種10作業）（3,352人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	110
	まき網漁業	555
	ひき網漁業	247
	刺し網漁業	35
	定置網漁業	118
	かに・えびかご漁業	49
	棒受網漁業△	1
養殖業●(1,867人)	ほたてがい・まがき養殖	1,867

3 建設関係（22職種33作業）（106,568人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
さく井 (504人)	パーカッション式さく井工事	116
	ロータリー式さく井工事	388
建築板金 (2,574人)	ダクト板金	988
	内外装板金	1,586
冷凍空調と機器施工（945人）	冷凍空調と機器施工	945
建具製作（318人）	木製建具手加工	318
建築大工（4,519人）	大工工事	4,519
型枠施工（13,157人）	型枠工事	13,157
鉄筋施工（10,743人）	鉄筋組立て	10,743
ヒビ（30,627人）	ヒビ	30,627
石材施工（493人）	石材加工	248
	石張り	245
タイル張り（893人）	タイル張り	893
かわらぶき（500人）	かわらぶき	500
左官（3,799人）	左官	3,799
配管（4,318人）	建築配管	3,363
	プラント配管	955
熱絶縁施工（1,618人）	保温保冷工事	1,618
内装仕上り施工 (5,873人)	プラスチック系床仕上り工事	500
	カーペット系床仕上り工事	216
	鋼製下地工事	852
	ボード仕上り工事	3,519
	カーテン工事	786
サッシ施工（529人）	ビル用サッシ施工	529
防水施工（3,999人）	シーリング防水工事	3,999
コンクリート圧送施工（919人）	コンクリート圧送工事	919
ウェルポイント施工（37人）	ウェルポイント工事	37
表装（905人）	壁装	905
建設機械施工● (18,954人)	押土・整地	399
	積込み	878
	掘削	13,004
	締固め	4,673
築炉（344人）	築炉	344

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,627人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（601人）	缶詰巻締	601
食鳥処理加工業●（4,550人）	食鳥処理加工	4,550
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	節類製造	555
	加熱乾製品製造	1,076
	調味加工品製造	4,627
	くん製品製造	78

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩蔵品製造	7,291
	乾製品製造	2,354
	発酵食品製造	938
	調理加工品製造	550
	生食用加工品製造	5,378
水産練り製品製造（1,460人）	かまぼこ製品製造	1,460
	牛豚食肉処理加工業●	3,511
(3,541人)	牛豚部分肉製造	30
	牛豚精肉商品製造△	30
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,692人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,692
パン製造（6,345人）	パン製造	6,345
そう菜製造業●（45,435人）	そう菜加工	45,435
農産物漬物製造業●△（765人）	農産物漬物製造	765
医療・福祉施設給食製造●△（4,391人）	医療・福祉施設給食製造	4,391

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（26,086人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (772人)	前紡工程	76
	精紡工程	228
	巻系工程	31
織布運転● (1,264人)	合ねん糸工程	437
	準備工程	182
	製織工程	1,065
染色 (715人)	仕上工程	17
	糸浸染	187
	織物・ニット浸染	528
ニット製品製造 (354人)	靴下製造	265
	丸編みニット製造	89
	たて編ニット生地製造●（186人）	186
婦人子供服製造（17,068人）	たて編ニット生地製造	17,068
	紳士服製造（1,236人）	1,236
	下着類製造●（974人）	974
寝具製作（435人）	寝具製作	435
カーペット製造●△ (189人)	織じゅうたん製造	1
	タフテッドカーペット製造	22
	ニードルパンチカーペット製造	166
帆布製品製造（962人）	帆布製品製造	962
	ワイシャツ製造	242
	自動車シート縫製●（1,689人）	1,689

6 機械・金属関係（17職種34作業）（60,781人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,487人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,414
	非鉄金属鑄物鑄造	1,073
鍛造 (405人)	ハンマ型鍛造	125
	プレス型鍛造	280
	ダイカスト	144
ダイカスト (1,683人)	ホットチャンパダイカスト	144
	コールドチャンパダイカスト	1,539
機械加工 (10,956人)	普通旋盤	2,065
	フライス盤	1,747
	数値制御旋盤	3,887
金属プレス加工（9,082人）	マシニングセンタ	3,257
	金属プレス	9,082
鉄工（5,560人）	構造物鉄工	5,560
	工場板金（4,051人）	4,051
	めっき	2,404
(2,975人)	電気めっき	571
	溶融亜鉛めっき	571
	陽極酸化処理（440人）	440
仕上げ (2,332人)	治工具仕上げ	278
	金型仕上げ	296
	機械組立仕上げ	1,758
機械検査（6,290人）	機械検査	6,290
機械保全（1,931人）	機械系保全	1,931
電子機器組立て（8,121人）	電子機器組立て	8,121

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,292人)	回転電機組立て	342
	変圧器組立て	75
	配電盤・制御盤組立て	1,187
	開閉制御器具組立て	323
	回転電機巻線製作	365
プリント配線板製造 (1,104人)	プリント配線板設計	7
	プリント配線板製造	1,097
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (28人)	引抜加工	2
	仕上げ	26
金属熱処理業● (44人)	全体熱処理	25
	表面熱処理（浸炭・炭炭窒化・窒化）	9
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	10

7 その他（21職種38作業）（127,617人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
家具製作（2,333人）	家具手加工	2,333
	オフセット印刷	1,315
	グラビア印刷●△ (1,753人)	438
製本（1,979人）	製本	1,979
	プラスチック成形	1,780
	射出成形 (20,066人)	16,326
強化プラスチック成形（898人）	インフレーション成形	727
	ブロー成形	1,233
	手積み積層成形	898
塗装 (14,471人)	建築塗装	3,820
	金属塗装	6,211
	鋼橋塗装	648
溶接● (23,065人)	噴霧塗装	3,792
	手溶接	3,785
	半自動溶接	19,280
工業包装（16,423人）	工業包装	16,423
紙器・段ボール箱製造 (2,388人)	印刷箱打抜き	708
	印刷箱製箱	468
	貼箱製造	220
陶磁器工業製品製造● (262人)	段ボール箱製造	992
	機械ろくろ成形	57
	圧力鋳込み成形	54
自動車整備●（5,818人）	パッド印刷	151
	自動車整備	5,818
ビルクリーニング（8,227人）	ビルクリーニング	8,227
	介護●（20,065人）	20,065
	リネンサプライ●△（2,971人）	2,971
コンクリート製品製造●（2,226人）	コンクリート製品製造	2,226
	接客・衛生管理	2,403
	RPF製造●（143人）	143
鉄道施設保守整備●（114人）	RPF製造	143
	軌道保守整備	114
ゴム製品製造●△ (1,695人)	成形加工	1,315
	押出し加工	210
	混練り圧延加工	121
複合積層加工	複合積層加工	49
	走行装置検修・解き装	18
	空気装置検修・解き装	0
木村加工●△（299人）	機械製材	299

8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（106人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
空港クラッドハンドリング● (105人)	航空機地上支援	0
	航空貨物取扱	55
	客室清掃△	50
ボイラーメンテナンス●△（1人）	ボイラーメンテナンス	1

9 非移行対象職種（7,823人）

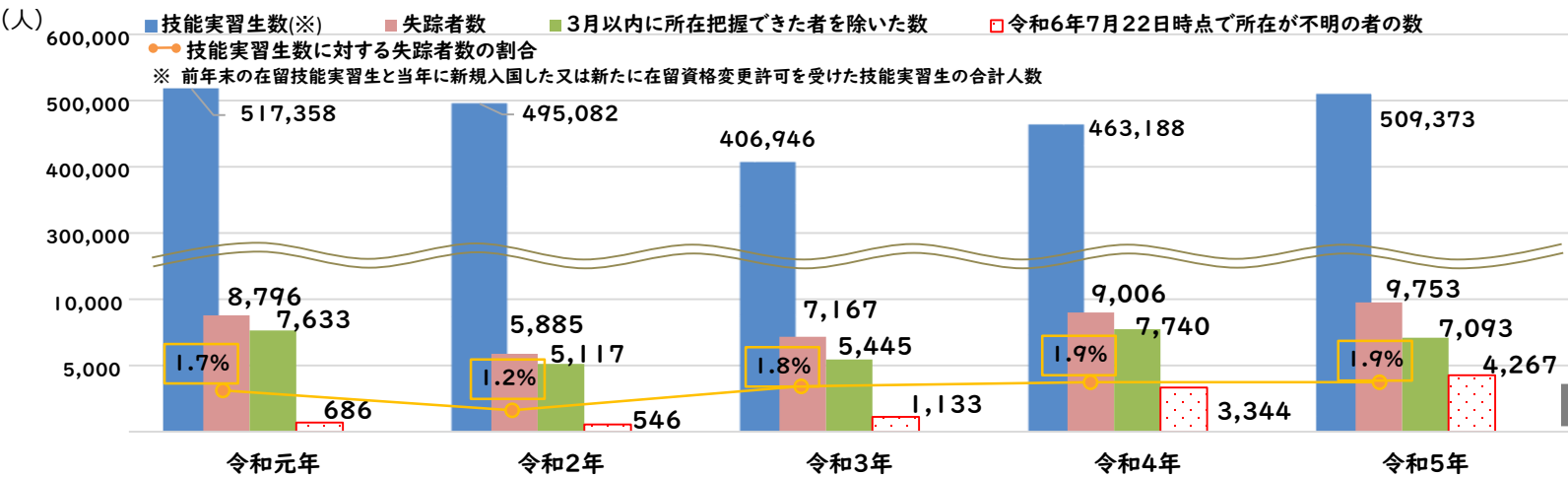
○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和7年3月25日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	54	32	574	9,346	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総 計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベ ト ナ ム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミ ャ ン マ ー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中 国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 (②/①)	75.4%
所在が不明の者 (①-②)	9,976

詳細は6ページ参照

- 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。
- 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。
- ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できおり、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。
- ※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

（人）

国籍	失踪者数（①）	3月以内に所在把握できた者（②）	3月以内に所在把握できなかった者	把握率（②／①）
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端 緒	人 数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総 計	2,660



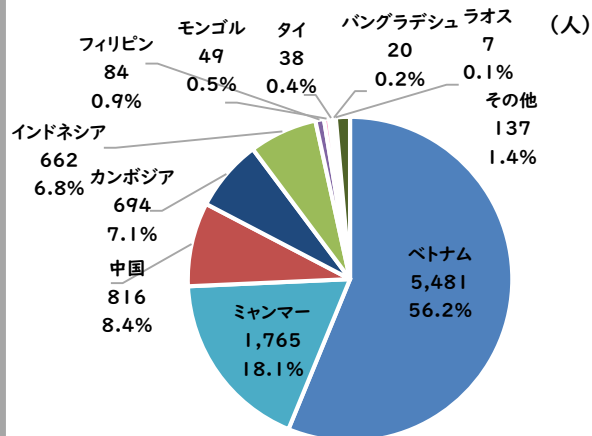
うち、ミャンマー人の所在把握状況

端 緒	人数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総 計	1,760

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した（約8.9%減）。
→ 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、1,158人失踪者数が増えた（約190.8%増）。
→ 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人（令和5年）



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置を実施（令和3年）
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され（令和4年）、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名（約98.5%）が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

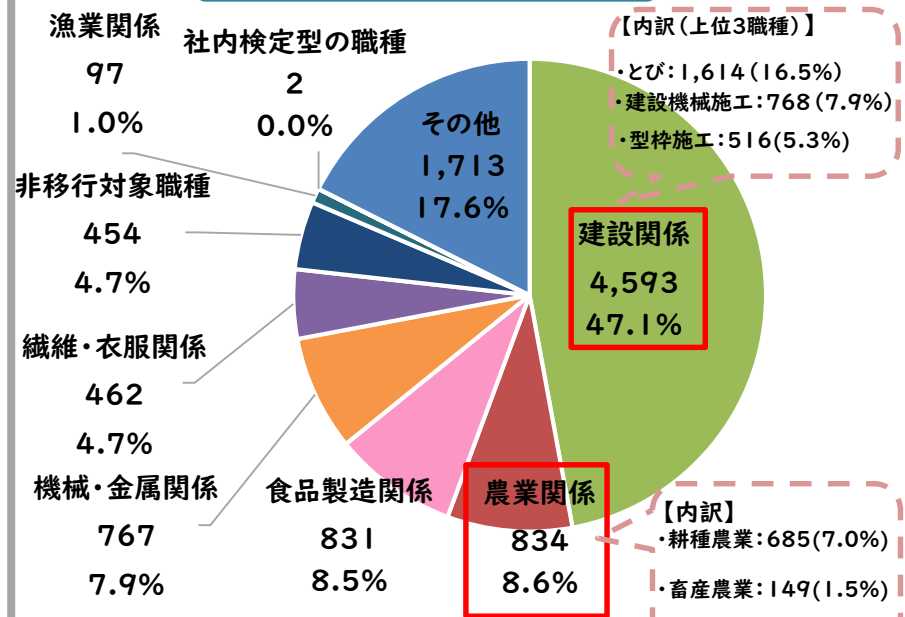
- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

対応策

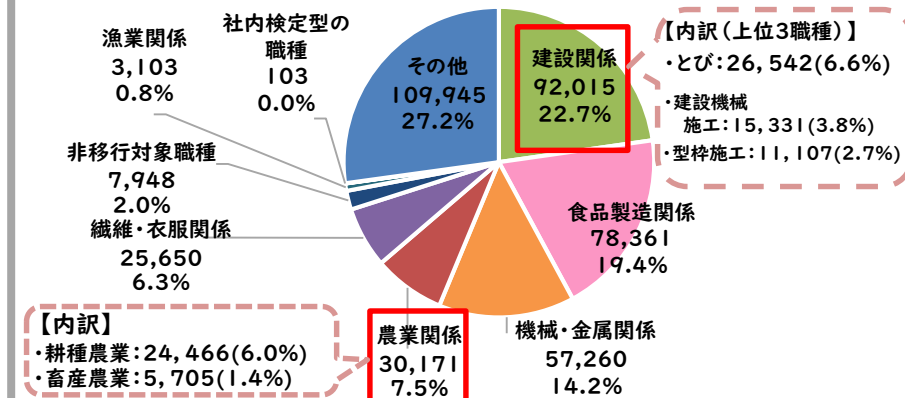
- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

令和6年7月22日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数 (①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳					把握率 (②／①)	所在が 不明の者 (①－②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他 (注2)		
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

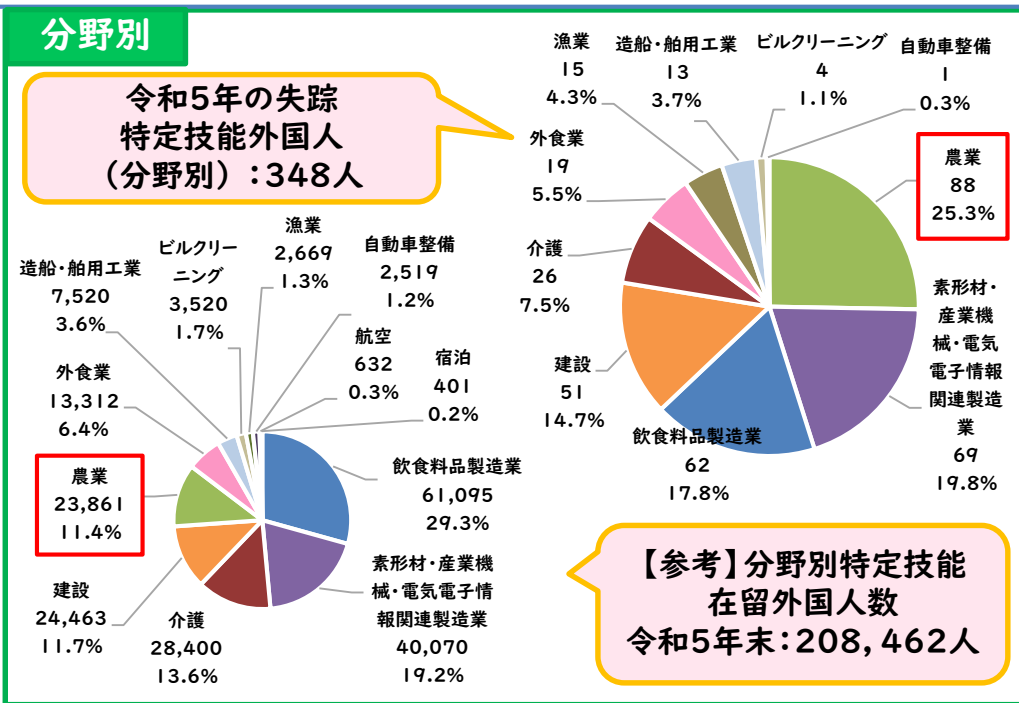
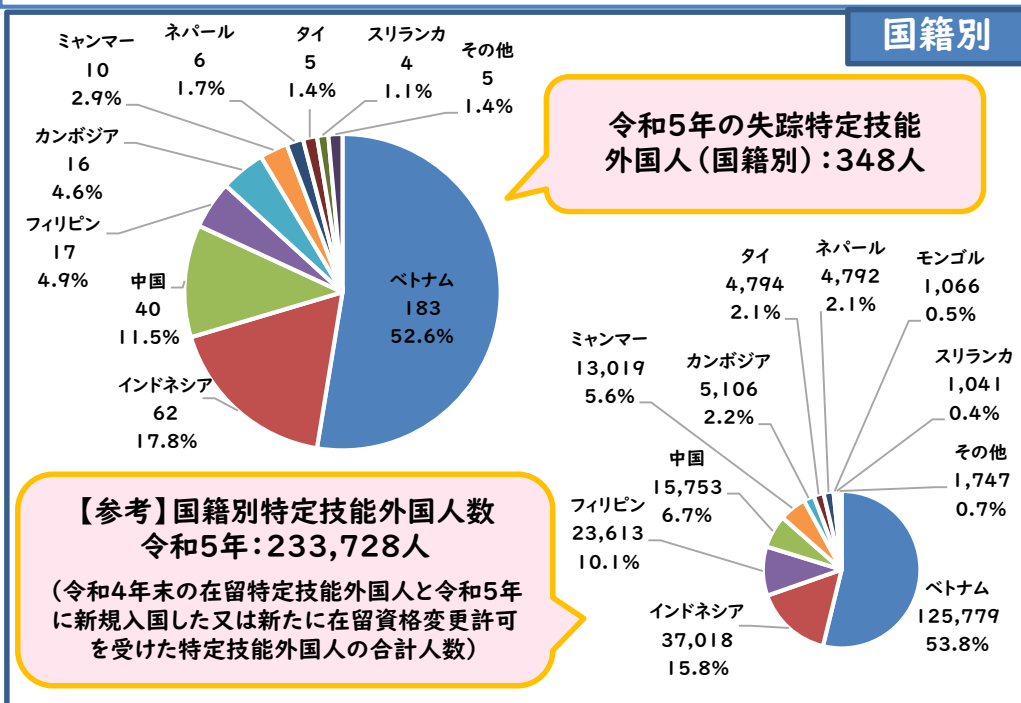
都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	県	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

○ 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。

○ 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。

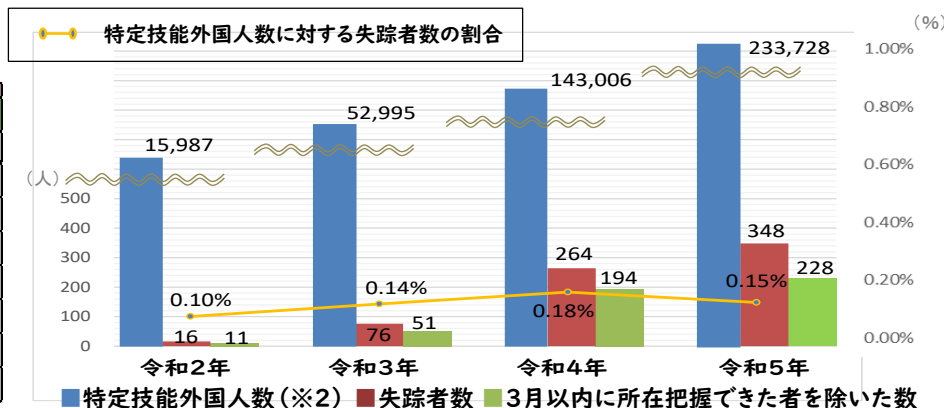


特定技能外国人の失踪者数の推移(令和元年～令和5年)

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		
		(※1)		(※1)		(※1)		(※1)		(※1)	
総計	0	0	16	11	76	51	264	(0.18%)	194	348 (0.15%)	228
ベトナム	0	0	14	11	44	24	141	(0.17%)	105	183 (0.15%)	131
インドネシア	0	0	1	0	8	6	39	(0.22%)	30	62 (0.17%)	30
中国	0	0	0	0	4	4	32	(0.32%)	19	40 (0.25%)	35
フィリピン	0	0	0	0	0	0	4	(0.03%)	1	17 (0.07%)	6
カンボジア	0	0	0	0	11	11	31	(1.09%)	27	16 (0.31%)	13
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	4	(0.06%)	0	10 (0.08%)	2
その他	0	0	1	0	9	6	13	(0.18%)	12	20 (0.15%)	11

(※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数)

注 本資料に含まれる特定技能外国人の失踪者数に係る数値はいずれも速報値



(※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数)

職種別技能実習生の失踪者数（令和元年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）
農業関係	1	耕種農業	924	785
	2	畜産農業	208	181
		小計	1,132	966
漁業関係	3	漁船漁業	15	13
	4	養殖業	97	91
		小計	112	104
建設関係	5	さく井	6	6
	6	建築板金	39	32
	7	冷凍空調機器施工	23	21
	8	建具製作	13	12
	9	建築大工	144	129
	10	型枠施工	487	456
	11	鉄筋施工	371	328
	12	とび	1,420	1,269
	13	石材施工	16	13
	14	タイル張り	43	37
	15	かわらぶき	22	20
	16	左官	100	87
	17	配管	138	124
	18	熱絶縁施工	15	15
	19	内装仕上げ施工	137	126
	20	サッシ施工	15	13
	21	防水施工	147	125
	22	コンクリート圧送施工	47	43
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	23	17
	25	建設機械施工	386	321
	26	築炉	0	0
		小計	3,592	3,194
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	51	40
	29	加熱性水産加工食品製造業	155	132
	30	非加熱性水産加工食品製造業	257	212
	31	水産練り製品製造	25	24
	32	牛豚食肉処理加工業	46	41
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	29	24
	34	パン製造	40	30
	35	そう菜製業	276	226
	36	農産物漬物製造業	5	5
		小計	890	739
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	12
	38	織布運転	22	21
	39	染色	11	9
	40	ニット製品製造	5	4
	41	たて編ニット生地製造	4	4
	42	婦人子供服製造	397	320
	43	紳士服製造	25	21
	44	下着類製造	9	6
	45	寝具製作	18	9
	46	カーベット製造	3	3
	47	帆布製品製造	19	17
	48	布はく縫製	7	5
	49	座席シート縫製	21	20
		小計	556	451
機械・金属関係	50	鑄造	57	52
	51	鍛造	0	0
	52	ダイカスト	15	12
	53	機械加工工	156	136
	54	金属プレス加工工	115	99
	55	鉄工	77	66
	56	工場板金	45	39
	57	めっき	35	34
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	4
	59	仕上	29	24
	60	機械検査	30	29
	61	機械保全	38	32
	62	電子機器組立て	116	106
	63	電気機器組立て	20	17
	64	プリント配線板製造	3	3
		小計	741	653
その他	65	家具製作	42	39
	66	印刷	22	20
	67	製本	20	19
	68	プラスチック成形	186	146
	69	強化プラスチック成形	16	15
	70	塗装	318	267
	71	溶接	416	371
	72	工業包装装	108	98
	73	紙器・段ボール箱製造	26	18
	74	陶磁器工業製品製造	5	5
	75	自動車整備	33	30
	76	ビルクリーニング	37	30
	77	介護	3	2
	78	リネンサブライ	20	19
		小計	1,252	1,079
非移行対象職種	79	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	521	447
合 計			8,796	7,633

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和2年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種農業	544	469
	2	畜産農業	101	96
		小計	645	565
漁業関係	3	漁船漁業	8	7
	4	養殖業	54	49
		小計	62	56
建設関係	5	さく井	5	3
	6	建築板金	44	42
	7	冷凍空気調和機器施工	17	14
	8	建具製作	3	3
	9	建築大工	126	118
	10	型枠施工	312	270
	11	鉄筋施工	313	288
	12	とび	979	869
	13	石村施工	16	15
	14	タイル張り	26	21
	15	かわらぶき	22	21
	16	左官	82	70
	17	配管	110	94
	18	熱絶縁施工	11	10
	19	内装仕上げ施工	131	118
	20	サッシ施工	13	13
	21	防水施工	106	97
	22	コンクリート圧送施工	34	30
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	14	10
	25	建設機械施工	322	284
	26	築炉	7	7
		小計	2,693	2,397
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	30	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	60	53
	30	非加熱性水産加工食品製造業	147	129
	31	水産練り製品製造	16	15
	32	牛豚食肉処理加工業	29	25
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	18
	34	パン製造	16	13
	35	そう菜製造業	180	146
	36	農産物漬物製造業	3	3
	37	医療・福祉施設給食製造	0	0
		小計	507	435
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	14
	39	織布運転	20	17
	40	染色	10	6
	41	ニット製品製造	14	12
	42	たて編ニット生地製造	4	4
	43	婦人子供服製造	249	198
	44	紳士服製造	18	14
	45	下着類製造	4	4
	46	寝具製作	2	2
	47	カーベット製造	1	1
	48	帆布製品製造	14	14
	49	布はく縫製	4	4
	50	座席シート縫製	23	18
		小計	381	308
機械・金属関係	51	鋳造	36	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	9	8
	54	機械加工	78	65
	55	金属プレス加工	71	63
	56	鉄工	58	50
	57	エッチング	29	25
	58	めっき	15	13
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	4
	60	仕上げ	17	13
	61	機械検査	32	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	59	50
	64	電気機器組立て	16	15
	65	プリント配線板製造	7	5
		小計	454	392
その他	66	家具製作	23	20
	67	印刷	9	8
	68	製本	11	9
	69	プラスチック成形	114	99
	70	強化プラスチック成形	8	5
	71	塗装	212	186
	72	溶接	281	239
	73	工業包装装	101	88
	74	紙器・段ボール箱製造	30	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	5
	76	自動車整備	27	25
	77	ビルクリーニング	53	45
	78	介護	7	6
	79	リネンサプライ	17	15
	80	コンクリート製品製造	0	0
	81	宿泊	0	0
		小計	899	771
社内検定型	82	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	193
合 計			5,885	5,117

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)
(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数（令和3年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）	
農業関係	1	耕種農業	587	475
	2	畜産農業	91	65
	小計		678	540
	3	漁船漁業	5	4
漁業関係	4	養殖業	50	44
	小計		55	48
建設関係	5	さく井	10	10
	6	建築板金	60	45
	7	冷凍空気調和機器施工	25	18
	8	建具製作	6	6
	9	建築大工	157	106
	10	型枠施工	477	366
	11	鉄筋施工	394	309
	12	とび	1,527	1,163
	13	石材施工	18	12
	14	タイル張り	32	24
	15	かわらぶき	26	24
	16	左官	94	74
	17	配管	125	102
	18	熱絶縁施工	28	17
	19	内装仕上げ施工	165	125
	20	サッシ施工	15	11
	21	防水施工	149	111
	22	コンクリート圧送施工	40	33
	23	ウェルポイント施工	2	2
	24	表装	26	17
	25	建設機械施工	453	325
	26	築炉	9	8
	小計		3,838	2,908
食品製造関係	27	缶詰巻締	9	6
	28	食鳥処理加工業	29	22
	29	加熱性水産加工食品製造業	70	56
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144	104
	31	水産練り製品製造	11	7
	32	牛豚食肉処理加工業	19	15
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	9
	34	パン製造	21	15
	35	そう菜製造業	175	120
	36	農産物漬物製造業	3	1
	37	医療・福祉施設給食製造	6	6
	小計		498	361
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	5
	39	織布運転	24	19
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	11	6
	42	たて編ニット生地製造	3	3
	43	婦人子供服製造	277	220
	44	紳士服製造	19	15
	45	下着類製造	6	4
	46	寝具製作	7	6
	47	カーベット製造	0	0
	48	帆布製品製造	20	19
	49	布はく縫製	5	5
	50	座席シート縫製	23	12
	小計		409	318
機械・金属関係	51	鋳造	44	34
	52	鍛造	1	1
	53	ダイカスト	11	11
	54	機械加工工	73	59
	55	金属プレス加工工	63	47
	56	鉄工	84	67
	57	工場板金	23	17
	58	めっき	21	19
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	1
	60	仕上げ	25	19
	61	機械検査	36	22
	62	機械保全	24	15
	63	電子機器組立て	38	29
	64	電気機器組立て	14	8
	65	プリント配線板製造	3	2
	小計		461	351
	66	家具製作	32	26
その他	67	印刷	22	15
	68	製本	8	3
	69	プラスチック成形	122	90
	70	強化プラスチック成形	27	20
	71	塗装	263	200
	72	溶接	354	275
	73	工業包装装	132	96
	74	紙器・段ボール箱製造	26	18
	75	陶磁器工業製品製造	5	5
	76	自動車整備	43	38
	77	ビルクリーニング	74	52
	78	介護	23	14
	79	リネンサブライ	16	13
	80	コンクリート製品製造	9	8
	81	宿泊	0	0
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	0	0
	小計		1,156	873
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	86	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	72	46
合計			7,167	5,445

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦に留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したものの。

職種別技能実習生の失踪者数（令和4年）

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）	【速報値】
農業関係	1	耕種農業	779	660
	2	畜産農業	169	142
		小計	948	802
漁業関係	3	漁業	14	12
	4	養殖業	79	75
		小計	93	87
建設関係	5	さく井	26	24
	6	建築板金	99	94
	7	冷凍空調機器施工	31	26
	8	建具製作	7	6
	9	建築大工	142	118
	10	型枠施工	593	535
	11	鉄筋施工	438	389
	12	とび	1,785	1,525
	13	石材施工	21	18
	14	タイル張り	43	38
	15	かわらぶき	24	24
	16	左官	147	134
	17	配管	173	151
	18	熱絶縁施工	49	47
	19	内装仕上げ施工	199	168
	20	サッシ施工	17	12
	21	防水施工	170	140
	22	コンクリート圧送施工	49	46
	23	ウェルポイント施工	4	4
	24	表装	26	19
	25	建設機械施工	666	559
	26	築炉	8	6
		小計	4,717	4,083
食品製造関係	27	缶詰巻締	7	5
	28	食鳥処理加工業	33	26
	29	加熱性水産加工食品製造業	103	87
	30	非加熱性水産加工食品製造業	173	145
	31	水産練り製品製造	15	12
	32	牛豚食肉処理加工業	29	27
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	22
	34	パン製造	46	40
	35	そう菜製業	251	199
	36	農産物漬物製造業	4	4
	37	医療・福祉施設給食製造	14	13
		小計	697	580
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	4
	39	織布運転	18	17
	40	染色	8	6
	41	ニット製品製造	9	9
	42	たて編ニット生地製造	6	5
	43	婦人子供服製造	240	208
	44	紳士服製造	13	12
	45	下着類製造	12	11
	46	寝具製作	9	8
	47	カーベット製造	2	2
	48	帆布製品製造	14	13
	49	布はく縫製	8	2
	50	座席シート縫製	31	31
		小計	374	328
機械・金属関係	51	鋳造	43	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	11	10
	54	機械加工	93	81
	55	金属プレス加工	72	61
	56	鉄工	103	94
	57	工場板金	53	46
	58	めっき	33	27
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	2
	60	仕上	23	17
	61	機械検査	30	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	33	27
	64	電気機器組立て	23	19
	65	プリント配線板製造	4	3
		小計	546	468
その他	66	家具製作	36	31
	67	印刷	24	21
	68	製本	13	12
	69	プラスチック成形	149	125
	70	強化プラスチック成形	16	11
	71	塗装	336	282
	72	溶接	435	387
	73	工業包装	165	142
	74	紙器・段ボール箱製造	25	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	6
	76	自動車整備	57	48
	77	ビルクリーニング	93	75
	78	介護	75	40
	79	メンテナンスブライ	23	23
	80	コンクリート製品製造	33	33
	81	宿泊	3	3
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	1	1
	85	鉄道車両整備	0	0
		小計	1,490	1,261
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	87	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	141	131
		合計	9,006	7,740

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数（令和5年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）
農業関係	1	耕種農業	685	505
	2	畜産農業	149	114
		小計	834	619
漁業関係	3	漁船漁業	18	16
	4	養殖漁業	79	69
		小計	97	85
建設関係	5	さく井	15	8
	6	建築板金	106	86
	7	冷凍空調機器施工	29	24
	8	建具製作	6	6
	9	建築大工	149	105
	10	型枠施工	516	387
	11	鉄筋施工	453	304
	12	とび	1,614	1,079
	13	石村施工	13	11
	14	タイル張り	32	23
	15	かわらぶき	28	21
	16	左官	168	116
	17	配管	185	136
	18	熱絶縁施工	35	22
	19	内装仕上げ施工	164	124
	20	サッシ施工	16	13
	21	防水施工	195	139
	22	コンクリート圧送施工	71	44
	23	ウエルポイント施工	1	1
	24	表装	24	19
	25	建設機械施工	768	539
	26	築炉	5	2
		小計	4,593	3,209
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	36	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	97	80
	30	非加熱性水産加工食品製造業	233	156
	31	水産練り製品製造	19	16
	32	牛豚食肉処理加工業	63	42
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14	11
	34	パン製造	26	21
	35	そう菜製造業	299	233
	36	農産物漬物製造業	6	6
	37	医療・福祉施設給食製造	32	23
		小計	831	621
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	4
	39	織布運転	18	14
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	8	8
	42	たて編ニット生地製造	2	2
	43	婦人子供服製造	300	216
	44	紳士服製造	27	9
	45	下着類製造	12	12
	46	寝具製作	17	15
	47	カーベット製造	2	1
	48	帆布製品製造	28	20
	49	布はく縫製	6	5
	50	座席シート縫製	28	21
		小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造	70	47
	52	鍛造	8	2
	53	グイカスト	12	10
	54	機械加工工	152	117
	55	金属プレス加工工	109	91
	56	鉄工	98	86
	57	工場板金	52	43
	58	めっき	44	30
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3
	60	仕上	48	39
	61	機械検査	56	38
	62	機械保全	23	16
	63	電子機器組立て	67	43
	64	電気機器組立て	10	9
	65	プリント配線板製造	11	10
	66	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0
	67	金属熱処理業	0	0
		小計	767	584
その他	68	家具製作	54	40
	69	印刷	36	29
	70	製本	29	24
	71	プラスチック成形	179	141
	72	強化プラスチック成形	14	13
	73	塗装	342	249
	74	溶接	442	367
	75	工業包装	225	170
	76	紙器・段ボール箱製造	38	30
	77	陶磁器工業製品製造	3	3
	78	自動車整備	69	53
	79	ビルクリーニング	81	48
	80	介護	121	22
	81	リネンサブライ	22	18
	82	コンクリート製品製造	36	31
	83	宿泊	9	4
	84	RPF製造	4	4
	85	鉄道施設保守整備	2	2
	86	ゴム製品製造	7	6
	87	鉄道車両整備	0	0
	88	木材加工	0	0
		小計	1,713	1,254
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1
	90	ボイラーメンテナンス	0	0
		小計	2	1
非移行対象職種	91	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	454	389
		合計	9,753	7,093

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

都道府県別技能実習生の失踪者数

【速報値】

都道府県名	令和元年	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)	
総計	8,796	5,885	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093
北海道	283	154	192	150	300	248	316	212
青森県	43	44	52	39	85	74	89	67
岩手県	65	31	38	27	61	54	97	44
宮城県	122	66	55	43	84	70	100	64
秋田県	14	24	39	35	25	20	37	30
山形県	48	46	49	38	74	61	65	57
福島県	86	57	77	51	88	81	115	82
茨城県	477	320	417	334	405	362	394	292
栃木県	152	94	131	110	134	119	158	116
群馬県	219	157	152	118	190	171	213	178
埼玉県	526	382	397	307	509	442	482	380
千葉県	550	357	384	288	466	405	516	355
東京都	538	367	385	281	588	491	598	429
神奈川県	355	275	336	266	405	346	455	315
新潟県	71	54	61	48	103	88	122	92
富山県	174	100	144	120	106	95	162	136
石川県	132	90	77	53	128	112	115	92
福井県	122	101	103	78	108	97	103	74
山梨県	35	31	38	32	58	52	68	48
長野県	196	89	100	87	144	119	130	97
岐阜県	278	208	215	181	297	263	279	208
静岡県	234	140	188	144	262	226	311	228
愛知県	729	517	572	444	761	621	783	555
三重県	178	134	141	102	161	125	145	106
滋賀県	52	64	56	43	71	61	124	74
京都府	95	94	76	60	101	92	132	109
大阪府	397	307	454	321	585	496	730	535
兵庫県	168	135	208	153	283	248	279	212
奈良県	60	37	63	48	68	60	63	41
和歌山県	17	23	28	16	41	36	36	25
鳥取県	47	15	32	23	38	33	57	44
島根県	48	35	37	25	40	35	30	22
岡山県	199	109	183	132	221	200	187	138
広島県	313	198	234	169	316	290	397	328
山口県	153	66	97	70	98	90	142	114
徳島県	78	31	81	61	78	71	77	58
香川県	156	64	80	54	115	99	126	80
愛媛県	109	71	133	90	142	126	136	107
高知県	47	20	36	28	33	30	50	40
福岡県	346	247	350	283	389	324	463	300
佐賀県	76	30	47	35	49	36	68	48
長崎県	90	59	78	52	101	93	107	68
熊本県	266	156	133	96	183	145	221	147
大分県	71	68	82	50	115	102	127	96
宮崎県	141	72	88	64	117	97	102	70
鹿児島県	168	92	121	96	163	138	168	124
沖縄県	72	54	127	100	117	96	78	56

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注3) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらう必要があります。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出機関等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☒ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☒ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があります。技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

**やむを得ない事情がある場合の
転籍の運用を改善しました**

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
 - ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
- 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

【総務省HP】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、従業員の方がお住まいの市区町村の税務担当課までお問い合わせください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

在留カード等読取アプリケーション



在留カード等番号失効情報照会

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

STEP 2

STEP 3

STEP 4

併用が
効果的

在留カード等の名義人本人の同意を得る

在留カード等番号を入力又はカメラで読み込む

在留カード等を読み取る

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認



注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

Windows/Mac版

Microsoft から入手 Mac App Store からダウンロード



iPhone版

App Store からダウンロード



Android版

Google Play で手に入れよう



ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

STEP 1

STEP 2

在留カード等の番号と有効期限等を入力

結果を確認し、在留カード等が失効していないことを確認

(1) 在留カード等番号 AB12345678CD
(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日

・画像に表示されている文字を入力してください。

DVCJOF DVCJOF

問合せ日時	2024/10/16 20:12:23
在留カード等番号	AB12345678CD
在留カード等有効期間	2024年12月31日
問合せ結果	失効していません。



OK!!

-26-

ウェブサイトURL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



【重要】入国前結核スクリーニングの実施について
(フィリピン、ネパール、ベトナム国籍の方)

入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニングは、対象国（フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国）（※１）の国籍を有し、日本に中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する方を除く。）並びに特定活動告示第５３号及び５４号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする方を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、**結核非発病証明書**の提出を求めるものです。

ただし、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外となります。

また、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度（※２）については、当面の間、本スクリーニングの対象外となります。

※１ 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については現時点で未定です。

※２ J E Tプログラム参加者、J I C A研修員（長期・短期）、J I C A人材育成奨学計画（J D S）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのE P Aに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第５５号（特定自動車運送業準備）、家事支援外国人材受入事業（特区法第１６条の４）

結核非発病証明書について

結核非発病証明書は、日本国政府が指定する国外の医療機関（指定健診医療機関）が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日（胸部レントゲン撮影実施日）から１８０日です。結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時点において、有効期限内である必要があります。

スケジュール

結核非発病証明書の提出義務付け開始日以降に在留資格認定証明書交付申請をされる方は、結核非発病証明書の提出が必要となります。提出義務付けの日以前に申請された方については、結核非発病証明書を提出する必要はありません。

２０２５年６月２３日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（フィリピン・ネパール）
２０２５年９月 １日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（ベトナム）

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html

外国人技能実習機構業務の概況

令和7年6月



外国人技能実習機構
東京事務所

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長
(主務大臣が任命)

理事
(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事
(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

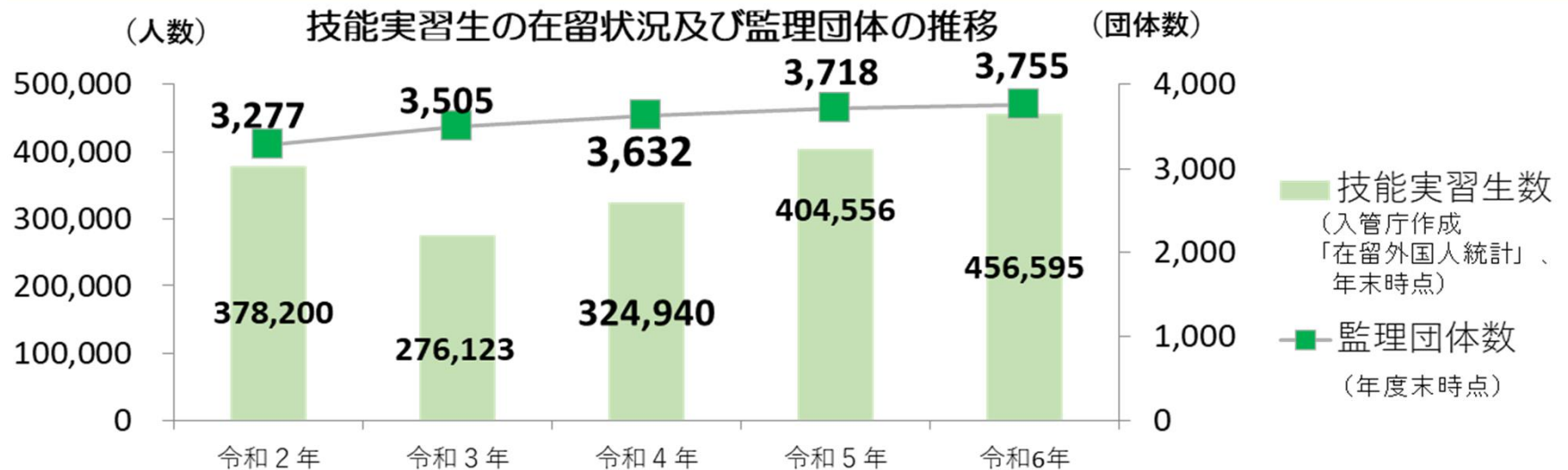
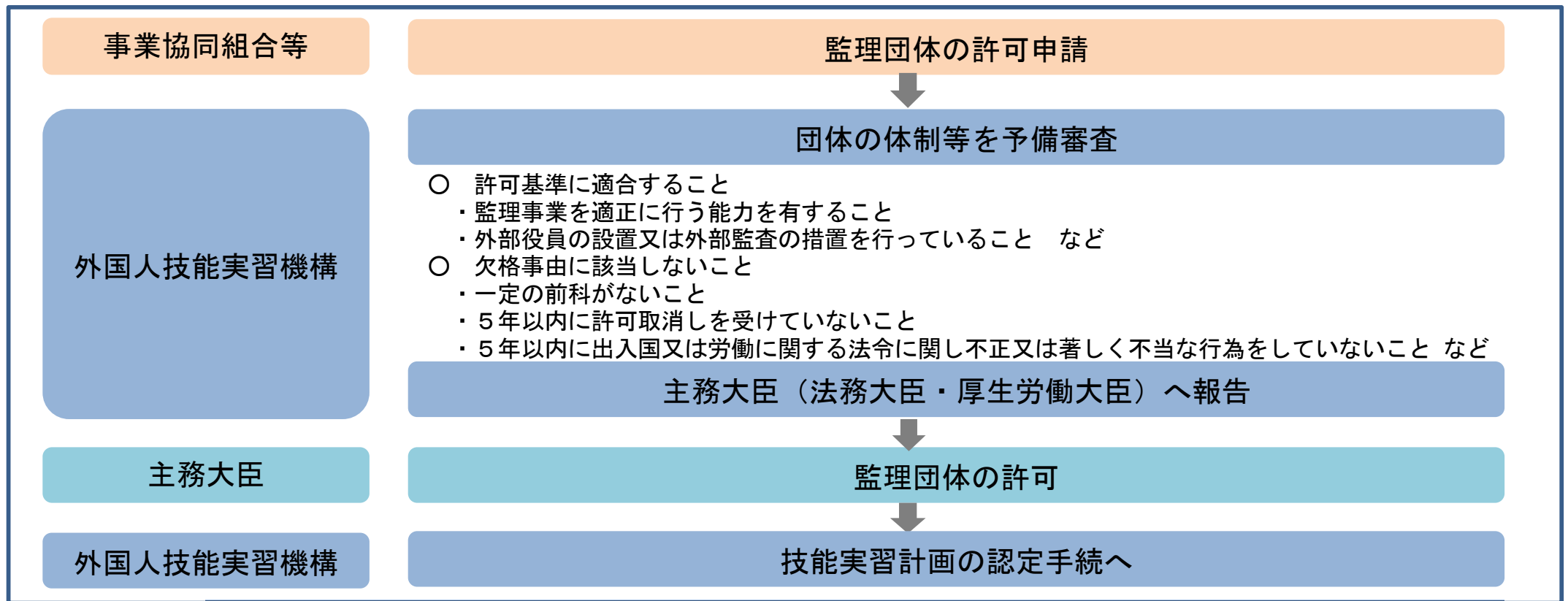
組織形態

- 認可法人
(発起人が設立を発起し、主務大臣が
設立を認可)

所掌事務

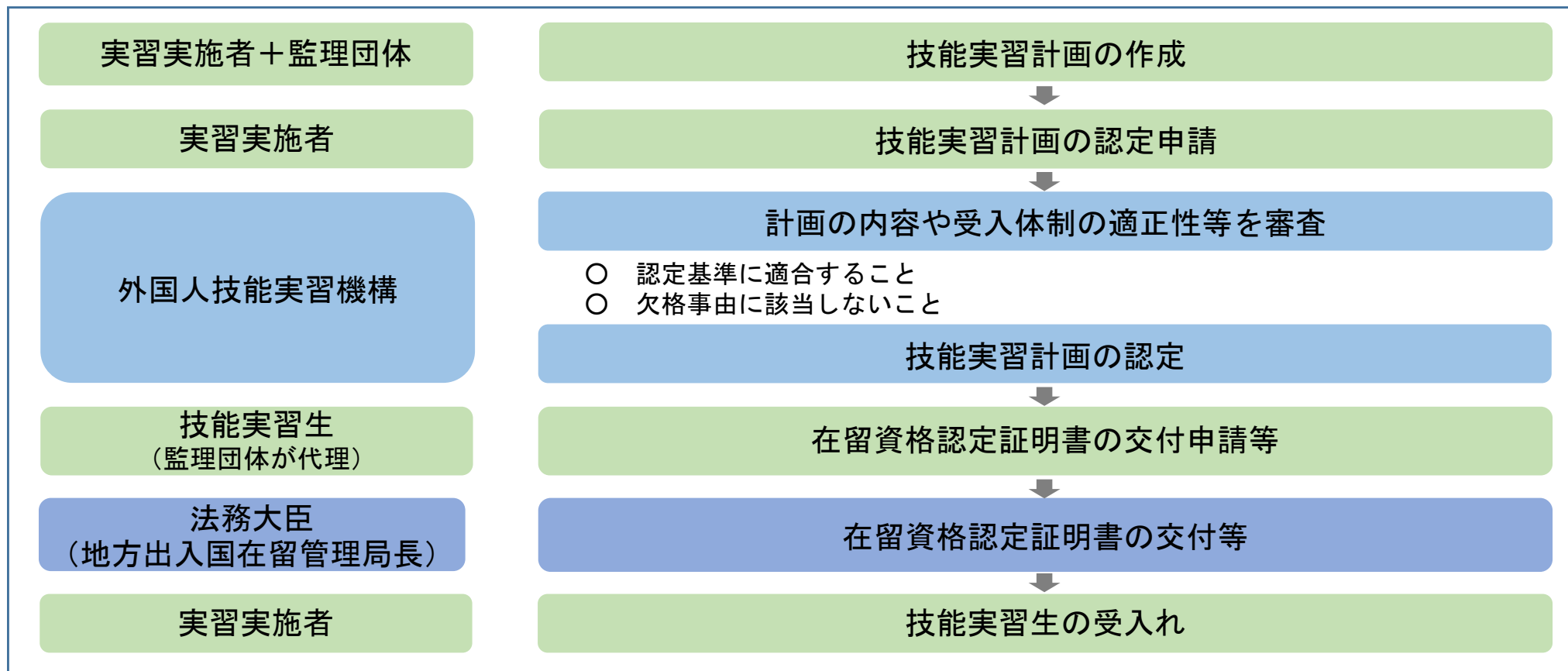
- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する
報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,800団体)への
実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約68,000社)への実地
検査等を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体
からの監査報告、技能実習実施困難
時の報告、実習実施者からの実施状
況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）

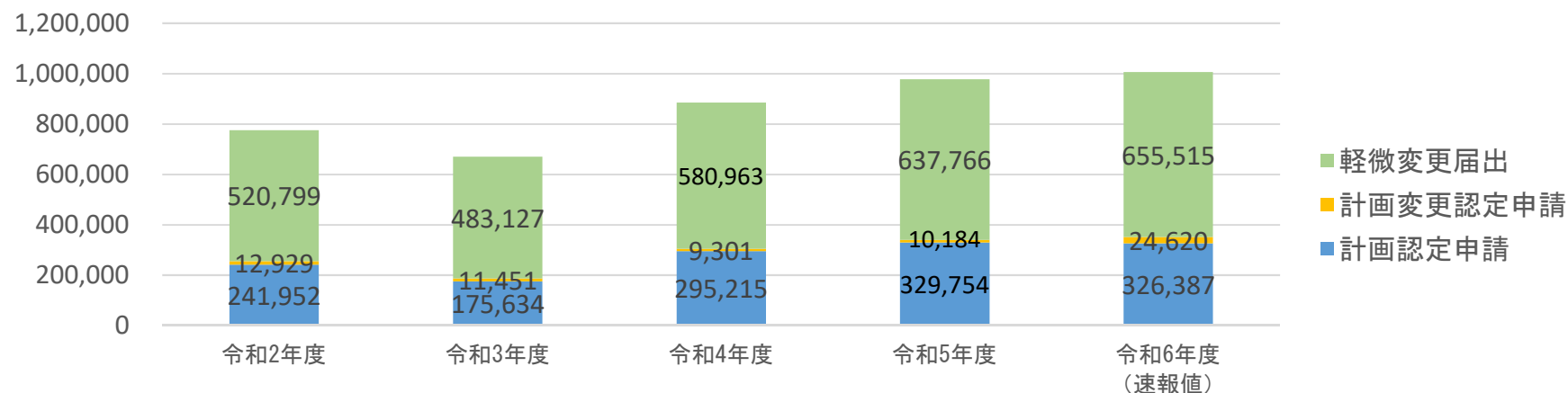


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

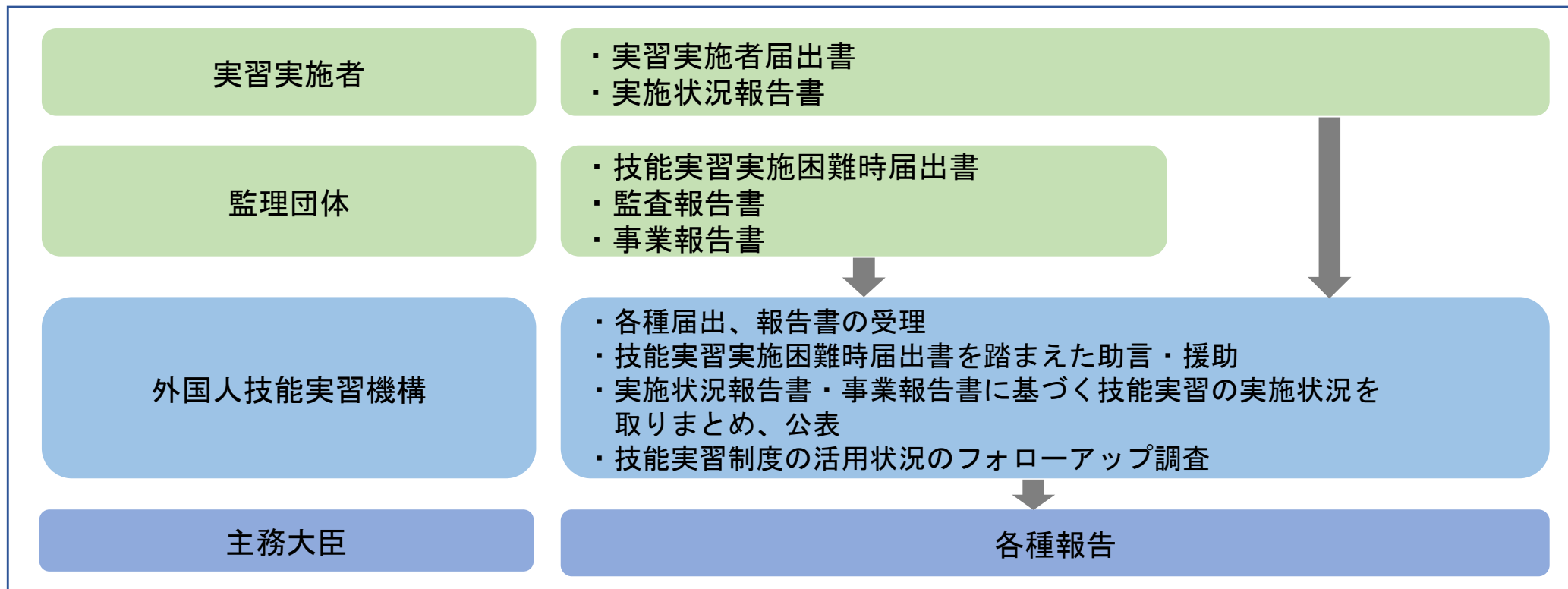
外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



機構による届出・報告書の調査項目

実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構の業務④（実地検査）

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

- 監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

- 検査計画に基づき定期的に実施するもの。
- ※ 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・ 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・ 技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

- 技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・ 申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等
あり

法令違反等
なし

改善勧告・改善指導

未改善

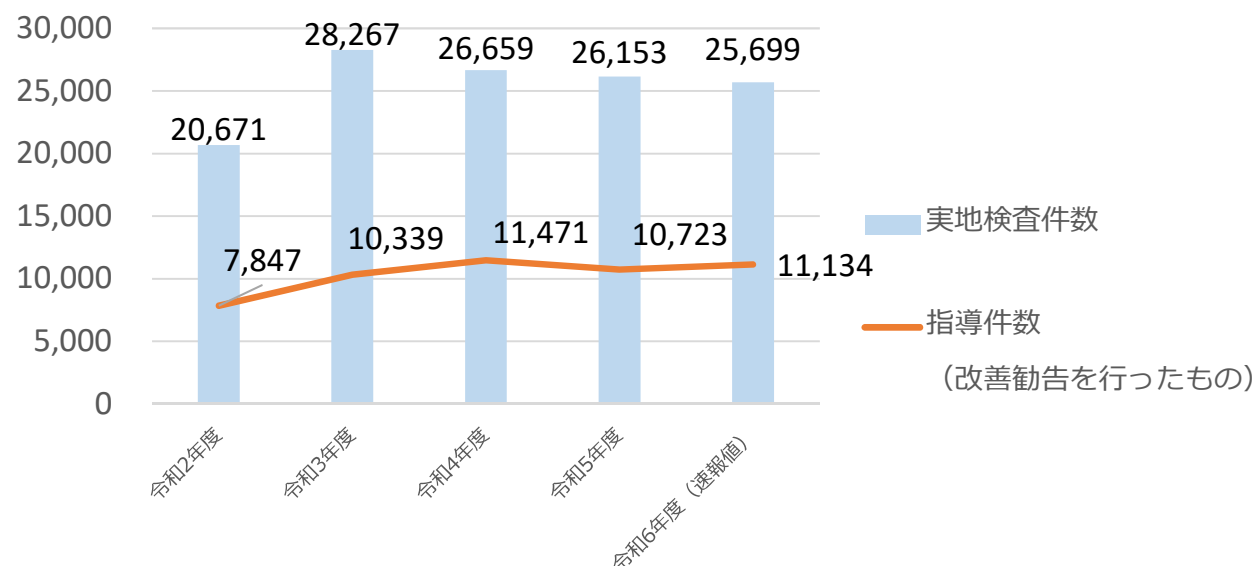
改善

完結

○ 重大・悪質な
法令違反
○ 同種違反を繰り返す場合 等

主務大臣等による行政処分等

実地検査件数及び指導件数



外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。

また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。

さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施

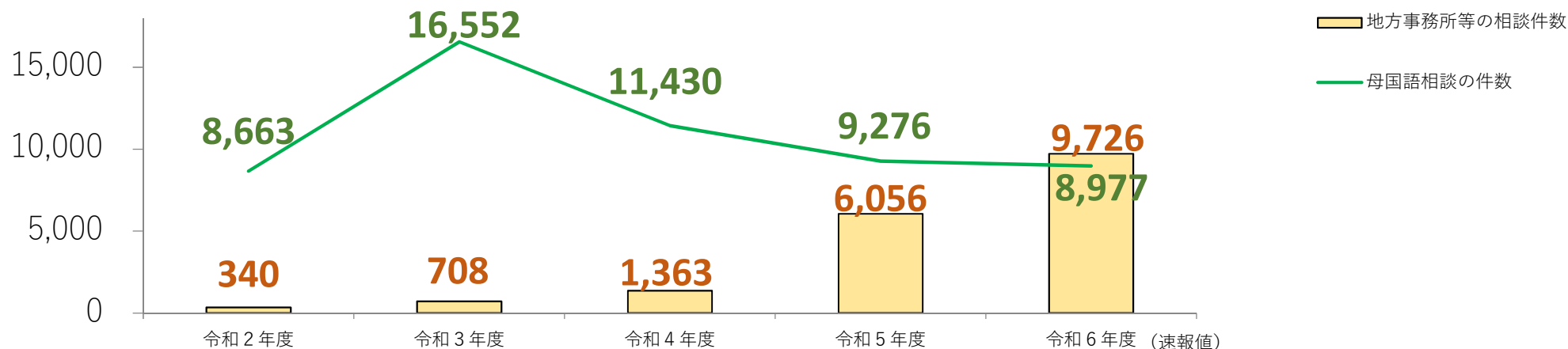
技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。 ※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

令和6年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳（参考）

- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 7,127件（25.7%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,649件（13.1%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 3,320件（12.0%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 3,151件（11.4%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 2,375件（8.6%）

※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。

相談状況



（左軸：件（令和4年度まで）、人（令和5年度以降））※ 相談単位は、システム等の変更に伴い、令和5年度より件数から人数に変更

外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注１）
令和７年３月３１日時点で監理団体２,９３５機関が利用者登録
- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注２）
技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注１）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注２）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 (速報値)
実習先変更支援件数	49	39	52	70	45

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

○ 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



○ 一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



○ 一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける（費用は機構が負担）

宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

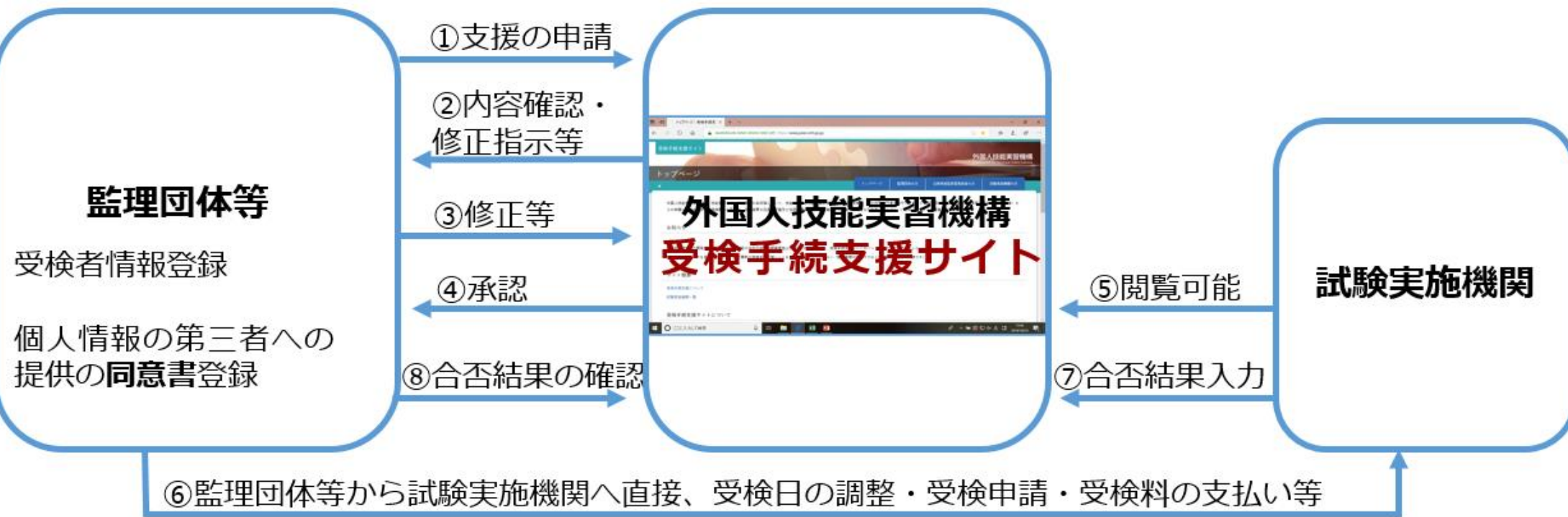
○ 宿泊支援件数 【令和2年度：22件、3年度：24件、4年度：21件、5年度：28件、6年度（速報値）：10件】

○ 宿泊支援協定締結対象施設 【118か所（令和7年3月現在）】

外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受検手続支援）

技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受検手続支援サイトの仕組み



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (速報値)
受検手続 支援人数	265,473	191,558	265,436	277,863	326,660

外国人技能実習機構の組織体制

令和7年度 職員定数 587人

(人)

機構本部		101		
地方事務所・支所		486		
	①札幌事務所	22	⑧大阪事務所	54
	②仙台事務所	24	⑨広島事務所	44
	③東京事務所	90	⑩高松事務所	18
	④水戸支所	25	⑪松山支所	17
	⑤長野支所	21	⑫福岡事務所	34
	⑥名古屋事務所	88	⑬熊本支所	25
	⑦富山支所	24		

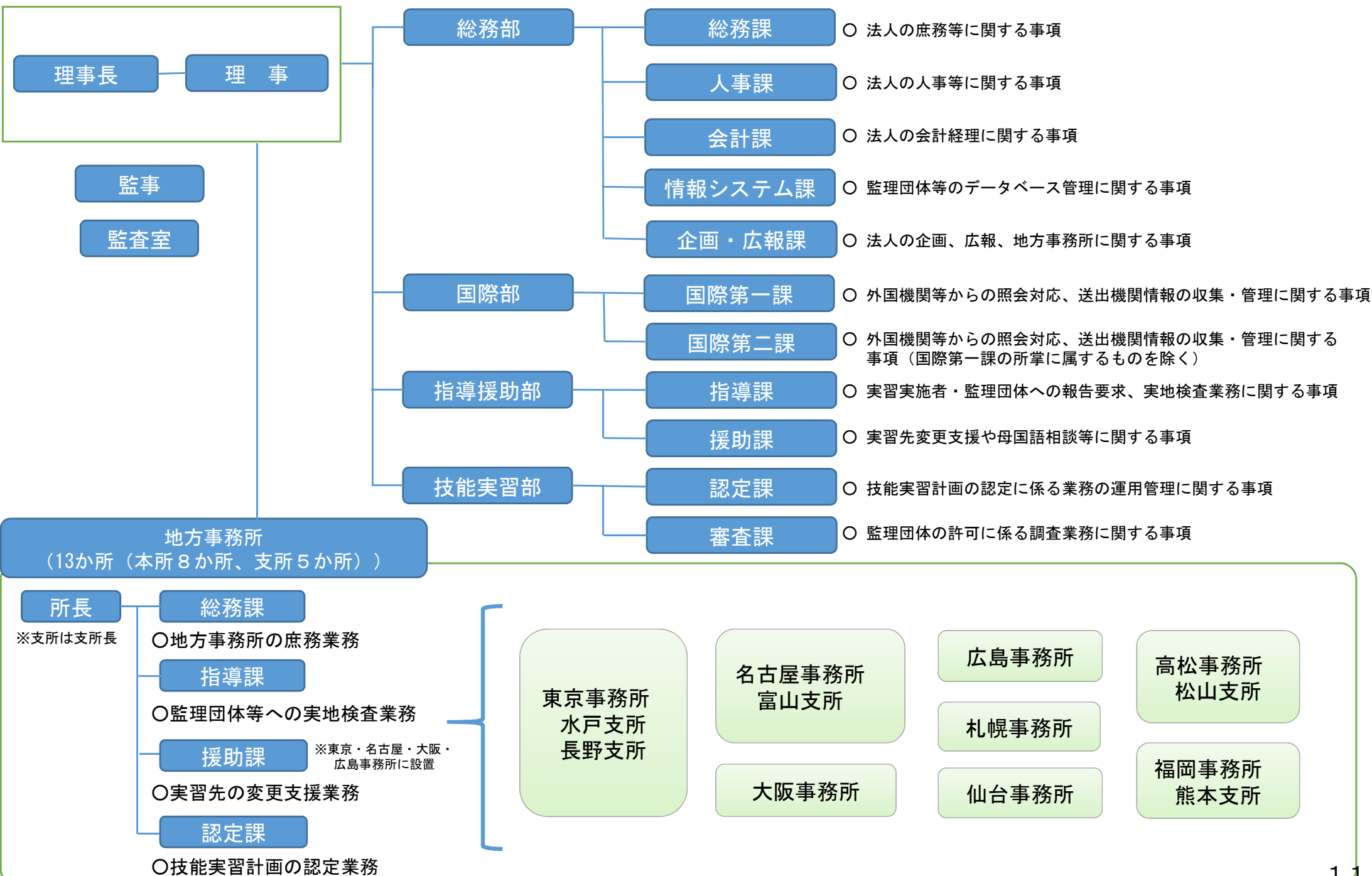
※ 平成30年度 346人、令和元年度以降587人

【担当地区】

◎札幌事務所（北海道）
 ◎仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 ◎東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
 ○水戸支所（茨城県）
 ○長野支所（新潟県、長野県）
 ◎名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 ○富山支所（富山県、石川県、福井県）

◎大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 ◎広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 ◎高松事務所（徳島県、香川県）
 ○松山支所（愛媛県、高知県）
 ◎福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）
 ○熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）

外国人技能実習機構の組織・体制について



(参考) 技能実習制度の仕組み

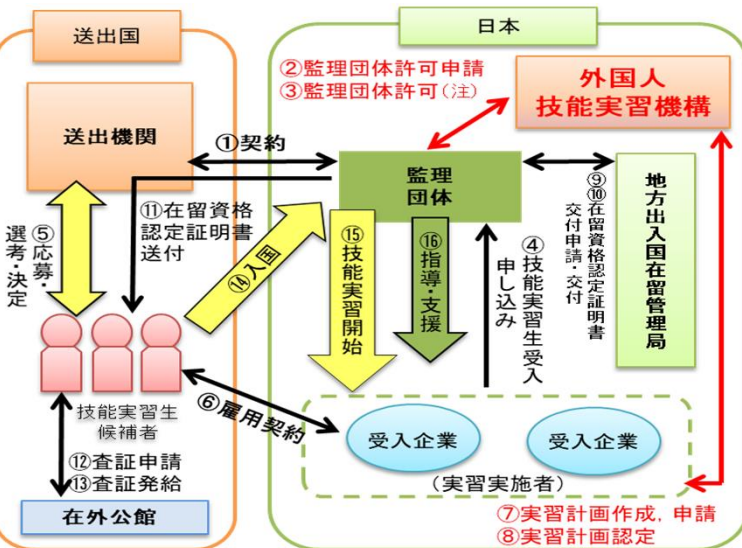
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

※令和6年末時点

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。

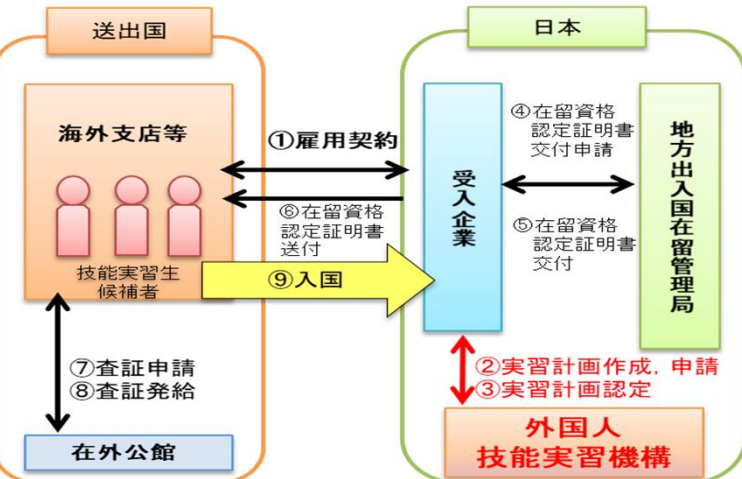
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

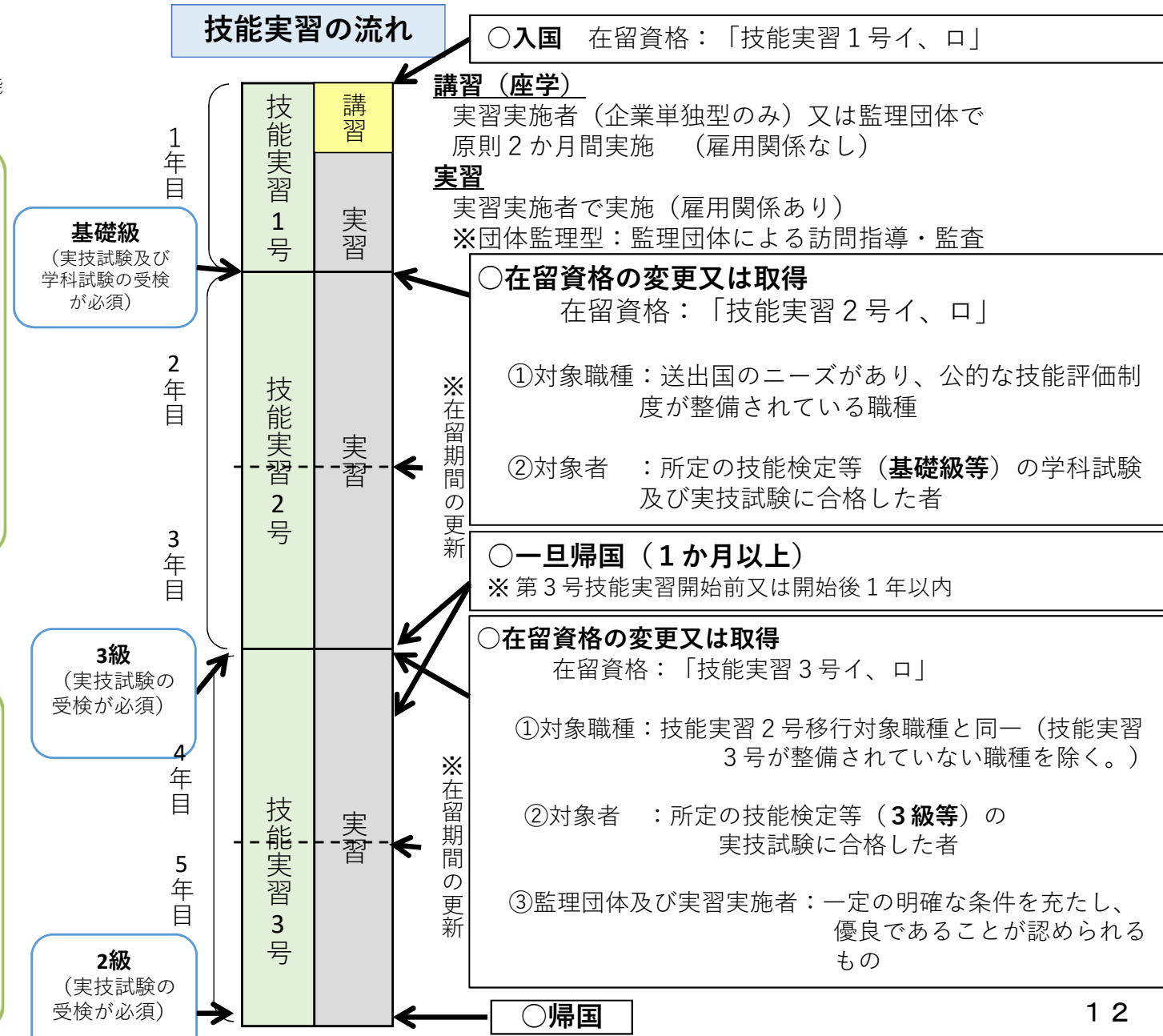


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習制度における申請等件数（１）（関東地区ブロック）

１ 監理団体数（令和７年６月１２日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
茨城県	７６件	８１件	１５７件
栃木県	２７件	１７件	４４件
群馬県	４１件	３２件	７３件
埼玉県	６１件	７２件	１３３件
千葉県	７７件	８７件	１６４件
東京都	２４６件	１３３件	３７９件
神奈川県	４７件	４１件	８８件
新潟県	１８件	１５件	３３件
山梨県	８件	４件	１２件
長野県	３３件	２６件	５９件

技能実習制度における申請等件数（２）（関東地区ブロック）

２ 技能実習計画認定件数（令和５年度）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
東京事務所	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	931件	82,005件	82,936件
水戸支所	茨城県	112件	13,669件	13,781件
長野支所	新潟県 長野県	271件	10,031件	10,302件

技能実習生向け相談業務の実施

1. 地方事務所・支所での相談対応について

地方事務所・支所の業務時間で、電話又は来所いただくことによりご相談に応じます。なお、通訳人が必要な場合については、相談開始にお時間をいただく場合があります。

【電話による相談：平日9:00～17:00、来所による相談：平日9:00～16:00】

外国人技能実習機構地方事務所の担当区域及び所在地等

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6445
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-398-6126
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町7階 ☎03-5577-5143
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8856
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-228-0627
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-481-7560
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3352
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3029
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4083
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

2. フリーダイヤルの開設

地方事務所・支所では、技能実習生からの相談に対応するため、フリーダイヤル（無料）を導入しました。利用にあたっては、以下をご参照ください。

【利用方法】

- 対象者は技能実習生です。
それ以外の方は、通常の電話番号におかけください（前記1参照）。
- 相談がある場合は、現在の居住地を担当する地方事務所・支所にご連絡ください（担当区域は前記1と同じ）。電話による相談は平日9:00～17:00です。
- 公衆電話からかけても無料となります。連絡先は以下をご参照ください。
- 電話をいただくと担当者につながりますので、まず国籍、名前、生年月日等を教えてください。匿名での相談も可能ですが、通訳が必要な場合、国籍等をお尋ねすることがあります。また、担当者につなぐ際、お待ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 通訳が必要な場合は、通訳人の手配に時間がかかることがあります。また、通訳人を確保した上で、折り返しお電話する場合があります。お急ぎの場合は母国語相談をご活用ください。

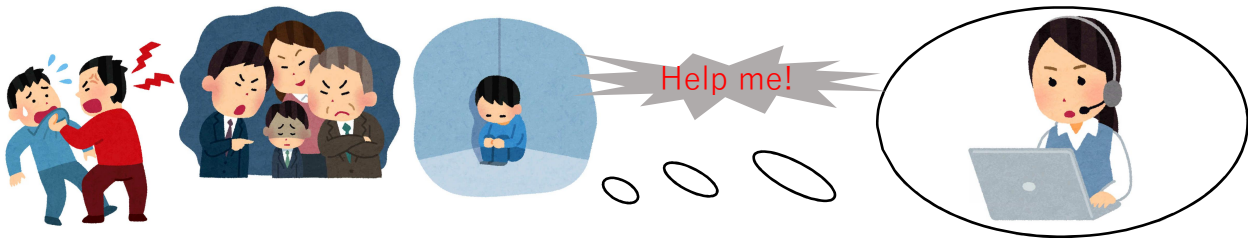
地方事務所では通訳人を確保している時間があります。対応日・時間にご連絡をいただくとスムーズに相談ができますので、相談の際にはご検討ください。

通訳人対応日と連絡先（フリーダイヤル）

事務所名	言語	通訳人対応日等	連絡先	事務所名	言語	通訳人対応日等	連絡先
札幌	ベトナム語	毎週水曜日13時～17時	0120-163-417	富山	中国語	毎週水曜日13時～17時	0120-163-423
仙台	ベトナム語	毎週火曜日9時～16時	0120-163-418	大阪	ベトナム語	毎週木曜日9時～16時	0120-163-424
水戸	ベトナム語	毎週金曜日10時～12時	0120-163-419	広島	ベトナム語	毎週木曜日10時～16時	0120-163-425
	中国語	毎週木曜日9時30分～11時30分			中国語	毎週火曜日10時～16時	
東京	ベトナム語	第2・第4水曜日10時～12時	0120-163-420	高松	インドネシア語	毎週水曜日9時～12時	0120-163-426
	インドネシア語/中国語	月2回 不定期		松山	調整中	調整中	0120-163-427
長野	ベトナム語	毎週木曜日13時～17時	0120-163-421	福岡	ベトナム語	第2・第4水曜日13時～17時	0120-163-428
	中国語	毎週水曜日13時～17時		熊本	ベトナム語	毎週火曜日9時～17時	0120-163-429
名古屋	ベトナム語	毎週火曜日9時～17時	0120-163-422				

電話をする際は、かけ間違いの無いよう番号を確認してください。
なお、フリーダイヤルは海外電話、050から始まるIP電話からはつながりません。

技能実習SOS・緊急相談専用窓口



技能実習生の皆さん「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？

外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。

悩みや困りごとを迅速に解決するために、ぜひお気軽に相談してください。

実習生の皆さんは各言語の**フリーダイヤル**へコール

アナウンスのあと**1**番をプッシュ！



電話以外の相談はこちらのサイトを見てください。

(<https://www.otit.go.jp/trainee/ja/consult/contact/>)

ベトナム語(Tiếng Việt)

0120-250-168

月～金 11:00～19:00
土 9:00～17:00

中国語（中文）

0120-250-169

月・水・金 11:00～19:00

インドネシア語(Bahasa Indonesia)

0120-250-192

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

フィリピン語(Wikang Pilipino)

0120-250-197

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

英語(English)

0120-250-147

火・木 11:00～19:00
土 9:00～17:00

タイ語(ภาษาไทย)

0120-250-198

木 11:00～19:00
日 9:00～17:00

カンボジア語(ភាសាខ្មែរ)

0120-250-366

木 11:00～19:00

ミャンマー語(မြန်မာဘာသာ)

0120-250-302

火 11:00～19:00



メールでの
相談は、
QRコードから
24時間受付

実習場所で法令違反が生じているなど、技能実習制度や技能実習生に関する通報・情報提供は、外国人技能実習機構の相談・情報提供窓口(<https://www.otit.go.jp/whistleblowing/>)からご連絡ください。

OTIT 外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)

～技能実習生のみなさまへ～

大切なお知らせ

令和6年11月1日から

技能実習を行うことができなくなる「やむを得ない事情」がある場合の実習先の変え方をわかりやすくしました

1 「やむを得ない事情」をわかりやすくしました。

たとえば、次のような場合です。

(1) 会社の人から、なぐる、おどす、ハラスメントをされている場合

(2) 会社の人から、法律（ほうりつ）をぜんぜん守らなかった場合

- ・技能実習計画とちがう仕事をしている
- ・給料がもらえない
- ・在留カードやパスポートを取り上げられた
- ・遊びに行くこと、外に出ることや恋愛等を制限（せいげん）された
- ・まだ技能実習の期間がのこっているのに帰国させられそうになった
- ・オーバーステイの外国人が仕事をしている

(3) 会社の人から、契約（けいやく）をぜんぜん守らなかった場合



→ くわしくはこちら ■ (OTITウェブサイト)

2 「やむを得ない事情」があった場合の実習先の変え方をわかりやすくしました。

- ・「やむを得ない事情」があった場合に、監理団体や会社の人に実習先を変えたいとつたえるためのフォームを作りました。
- ・「やむを得ない事情」があったことをつたえる時に、そのことがわかる写真（しゃしん）や録音（ろくおん）があれば、実習先を変えることがスムーズになる場合があります。



→ くわしくはこちら ■ (OTITウェブサイト)

3 新しい実習先を探している間や新しい実習先を探しても見つからなかった場合でも、出入国在留管理局で手続（てつづき）をすると、はたらける可能性があります。



→ くわしくはこちら ■ (入管庁ウェブサイト)

相談先

お困りごとは、まずは監理団体や会社の人に相談してください。

監理団体や会社の人に実習先を変えたいとつたえても新しい実習先を探してくれなかったり、監理団体や会社の人に伝えるのができない理由がある場合は、外国人技能実習機構(OTIT)の地方事務所・支所に相談してください。

時間：平日 午前9：00～午後5：00

地方事務所	担当区域	所在地・電話番号
札幌事務所	北海道	〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2 マルイト北4条ビル5階 ☎011-596-6445
仙台事務所	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町1-2-1 仙台フコク生命ビル6階 ☎022-398-6126
東京事務所	栃木県、群馬県、千葉県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 山梨県	〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-7-2 アーバンセンター神田須田町4階 ☎03-5577-5143
水戸支所	茨城県	〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目2番40号 朝日生命水戸ビル3階 ☎029-350-8856
長野支所	新潟県、長野県	〒380-0825 長野県長野市南長野末広町1361番地 ナカジマ会館ビル6階 ☎026-217-3556
名古屋事務所	静岡県、岐阜県、愛知県、 三重県	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目15番32号 日建・住生ビル5階 ☎052-228-0627
富山支所	富山県、石川県、福井県	〒930-0004 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル12階 ☎076-471-8564
大阪事務所	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目2番16号 大阪朝日生命館3階 ☎06-6210-3352
広島事務所	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	〒730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目1番9号 広島鯉城通りビル3階 ☎082-207-3029
高松事務所	徳島県、香川県	〒760-0023 香川県高松市寿町二丁目2番10号 高松寿町プライムビル7階 ☎087-802-5850
松山支所	愛媛県、高知県	〒790-0003 愛媛県松山市三番町七丁目1番地21 ジブラルタ生命松山ビル2階 ☎089-909-4110
福岡事務所	福岡県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	〒812-0029 福岡県福岡市博多区古門戸町1番1号 日刊工業新聞社西部支社ビル7階 ☎092-710-4083
熊本支所	熊本県、宮崎県、鹿児島県	〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町1番7号 MY熊本ビル2階 ☎096-223-5372

・出入国在留管理局での手続については、入管庁に相談してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

時間：平日 午前8：30～午後5：15



外国人技能実習機構の役割、業務内容

外国人技能実習機構は、技能実習法に基づき設立された認可法人です。技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、外国人技能実習機構東京事務所では以下の業務を行っています。
詳細は、下記の各担当課へお問い合わせ願います。

指導課

- ・ 監理団体及び実習実施者に対する指導監督（実地検査、報告徴収）等に関する業務
（☎ 03-6433-9971）

認定課

- ・ 外国人技能実習計画の認定申請等に関する業務
- ・ 実習実施者の届出等各種届出に関する業務
（☎ 03-6433-9975）

援助課

- ・ 技能実習生からの相談、申告に関する業務
- ・ 実習先変更支援に関する業務
（☎ 03-5577-5143）

技能実習生向け相談窓口のご案内

- 東京事務所では、窓口・電話による相談を実施しています。
日本語での相談が難しい場合は、電話での通訳を介して相談対応しています。
◆窓口対応時間 9:00～16:00（土日祝、年末年始を除く）
◆通話可能時間 9:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）
☎ 0120-163-420
- 下記日時にベトナム語、中国語、インドネシア語の通訳を介して相談に対応をしています。待ち時間の短縮のため、可能な限り電話予約をお願いします。

ベトナム語

第2・第4 水曜日
10:00～12:00

中国語

月2回
曜日・時間は不定期

インドネシア語

月2回
曜日・時間は不定期

中小企業支援事業のうち、 (3) 中小企業連携組織対策推進事業 令和7年度予算額 6.0億円 (6.0億円)

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

中小企業庁 経営支援部 商業課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

(1) 中小企業組合等指導・支援事業

全国中小企業団体中央会等による都道府県中小企業団体中央会・組合等への指導、調査研究・情報提供等に要する人件費等の経費を支援する。

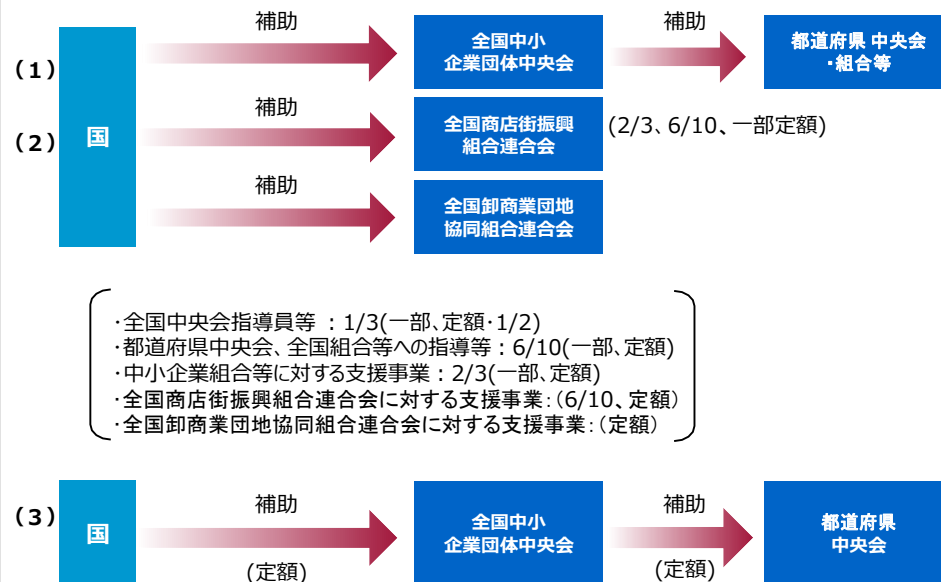
(2) 中小企業組合等課題対応支援事業

新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業を支援する。

(3) 外国人育成就労制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和11年度までに、外国人育成就労受入事業を行う組合等の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

【R7当初予算額 19百万円】

産業戦略部労働政策課外国人適正雇用推進室（029-301-3849）

産業界・県・県警・国などの連携のもと、雇用主の意識啓発を図ること等により、不法就労を防止し、外国人材の適正な雇用を促進します。

適正雇用推進宣言制度の創設

●外国人材適正雇用3原則

- ①不法就労者を雇わない
- ②雇わせない
- ③見過ごさない

●宣言対象

県内事業者、業界団体 など

●方法

- 1.事業者から県に申出書を提出
- 2.事業者にはステッカーを交付（事務所等で掲示）
- 3.県HP公表や企業のCSRとして活用しメリットに



業界・サプライチェーン全体で適正な雇用を促進

適正雇用促進キャンペーンの展開

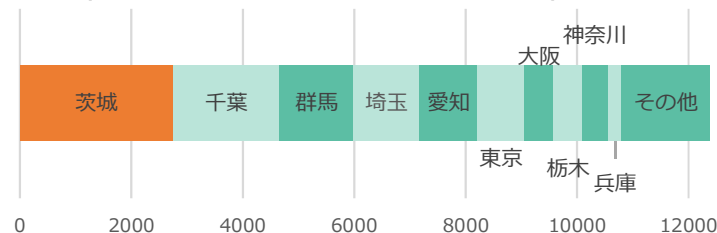
●啓発巡回（通年）

- ・事業者を直接訪問・啓発・指導
- ・併せて、宣言制度への参加を依頼

●重点パトロール・啓発活動（適正雇用促進月間）

- ・不法就労の多くなる時期・地域・業種に重点化
- ・県・県警・東京出入国在留管理局・茨城労働局等と協力し、巡回パトロールや個別訪問・啓発・指導などを実施
- ・雇用主に在留カードの確認を徹底

（参考）稼働場所別不法就労者数（2023年）



茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度 がはじまりました！

わたしたちは、外国人不法就労者を

- 雇わず、
- 雇わせず、
- 見過ごしません！



宣誓します！



⇒ 詳しくは裏面をご覧ください



茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

～茨城県外国人材適正雇用推進宣言制度について～

○ 外国人材適正雇用推進宣言について

- ・ 茨城県はこのたび、「外国人材適正雇用3原則」を次のとおり定めました。

不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない。

- ・ 御賛同いただける県内の事業者、業界団体等の方につきましては、上記の宣言を行った上で、知事に申し出ることができます。

○ 対象者

以下のいずれにも該当する方

- ・ 茨城県内に事務所、事業所その他の場所を置く者であること。
- ・ 上記の宣言をしている者であること。
- ・ 次のいずれにも該当すること。

ア 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。

イ 申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

エ 役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

オ 茨城県税に未納がない者であること。

○ 県に申出を行った方には…

- ・ 専用のステッカー（宣誓者標章）を配付いたします。
- ・ 県ホームページで、申出者を公表いたします（希望する方のみ）。

○ 申出の方法

- ・ 「外国人材適正雇用推進宣言申出書」に必要事項を御記入の上、下記の申出書の提出・お問合せ先まで御提出をお願いいたします。

※ Eメール又は紙（郵送）で御提出いただけます。

- ・ 詳細については以下ホームページを御確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/sengen.html>

【QRコードはこちら】



○ 申出書の提出・お問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 外国人適正雇用推進室

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6（茨城県庁舎行政棟 16 階北側）

TEL：029-301-3849（直通）

E-mail：rousei8@pref.ibaraki.lg.jp



※ステッカー（宣誓者標章）
のイメージ

とちぎ外国人材受入支援センター

TEL 028-621-0019



県内企業等における外国人材の円滑な受入れや適切な活用を促進するため、外国人材の受入れ（確保・定着）に係る支援をいたします！

外国人材
コーディネーター

- 企業等が抱える外国人受入れの悩みや課題の相談に乗り、共に課題の解決に取り組みます。
- 課題を解決するための情報を収集し提供します。
- 課題解決に向け、必要に応じて弁護士、行政書士、社会保険労務士の専門家に取次ぎます。

外国人材受入支援
コンシェルジュ

- 今後の育成就労制度及び特定技能制度における、外国人受入れ企業等からの外国人材確保・定着等に係る相談に対応します。
- 外国人材の定着に向けた指導や育成に関する「オーダーメイド研修」の相談に対応します。
- 日本人従業員と外国人材の円滑なコミュニケーションを行うための情報を提供します。

Work in NIIGATA

新潟県外国人材受入サポートセンター

外国人材の受入を支援します！

外国人材の受入・採用・定着に関するお悩みをご相談ください！

- ✓ 受入体制づくりのノウハウがない
- ✓ 社員／現場のメンバーが抵抗感を示す
- ✓ 採用活動はどうすれば良い？
- ✓ 在留資格とは？手続きはどうすれば良いか？
- ✓ 外国人材と出会うきっかけがほしい
- ✓ 自社で採用ができるのか？
- ✓ 海外展開も検討してるが....
- ✓ 外国人材を採用し社内を活性化させたい！

企業
向け

センターへのご来所によるご相談



企業様への訪問によるご相談



オンラインによるご相談



電話・メールによるご相談



様々な形式で対応いたします！

専任コーディネーターが企業1社1社に合わせて完全ワンストップ支援！

- 外国人との交流
- 求人票の作成
- 選考試験フロー
- 内定辞退防止対策
- 入社手続き関連
- 入社後教育
- 受入体制の構築
- 採用基準の設定
- 居住環境整備
- フォローアップ

セミナー

合同企業
説明会

選考試験

内定

在留資格
手続き

入社

1社ごとの課題・ニーズに合わせ外国人材活用コンサルティングの
実績が豊富なコーディネーターが専任でサポートいたします。

令和7年度(2025)の取り組み

通年での外国人材の受入に関する相談対応や人材マッチングの他、以下の開催・実施を予定しています(詳細は裏面へ)。各取組の開催日時／会場等の詳細はホームページ等で公表いたします。

1 外国人材受入促進のためのセミナーの開催
県主催(8月)の他、出張対応可(随時)

2 マッチングイベントの開催
10月、11月予定

3 合同企業説明会の開催
9月、11月予定

4 企業と外国人材の交流会の開催
8月予定

5 インターンシップの受入促進
夏・冬予定

※相談は無料ですが、人材の紹介には所定の手数料負担が必要な場合があります。

注目！

外国人材の受入・定着に関する補助金もあります！ 詳細は裏面へ ▶

お気軽にお問い合わせ
くださいませ！

ToYo Work.



新潟県

お問合せ

新潟県新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル2F
TEL: 025-250-1021 営業時間: 平日10時～17時
MAIL: niigata2023@toyowork.co.jp
運営: 東洋ワーク株式会社



ホームページ



相談予約

令和7年度(2025)の取り組み

① 外国人材受入促進のためのセミナー開催／出張セミナーへの対応

外国人材の採用・定着に関するセミナーを企画・開催します

(県内の大学・専門学校や自治体、経済団体等の依頼に基づく出張セミナーとしても開催可能)

開催日① 8月5日(火)

開催日② 8月6日(水)

会場 朱鷺メッセ

会場 あいぽーと佐渡



② 送出機関・受入支援団体／現地外国人学生と県内企業とのマッチング

送出機関・受入支援団体とのマッチング

県内企業と外国人材の送出機関や監理団体・登録支援機関とのマッチングイベントを開催し、双方の関係構築や商談の場を提供します。

詳細は後日、HP等で公表

人材紹介
手数料必要

開催日① 10月6日(月)

開催日③ 10月8日(水)

開催日⑤ 10月10日(金)

会場 上越会場:上越商工会議所

会場 下越会場:燕三条地場産業振興センター

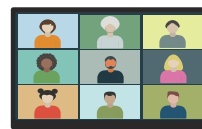
会場 佐渡会場:八幡館

開催日② 10月7日(火)

開催日④ 10月9日(木)

会場 中越会場:長岡商工会議所

会場 新潟会場:新潟市産業振興センター



オンライン説明会

現地外国人学生とのマッチング(オンライン)

海外在住の外国人学生等に向けて県内企業をオンラインでPRし、人材採用へとつながる機会を創出します。

●現地人材オンラインマッチング(インドネシア)の日程

開催日 11月26日(水) ※他、ベトナム等も開催予定

③ 外国人材(留学生等)との合同企業説明会／④ 交流会の開催

県内企業と外国人材のマッチングに向け 合同企業説明会を開催します。

開催日① 9月29日(月)

会場 朱鷺メッセ

開催日② 11月10日(月)

会場 アトリウム長岡

人材紹介
手数料
不要



相互理解を深めるため、県内企業と 外国人留学生との交流会を開催します。

開催日① 8月5日(火)

会場 朱鷺メッセ

開催日② 8月6日(水)

会場 あいぽーと佐渡



⑤ 外国人留学生インターンシップの受入促進

外国人材への理解を深め、雇用意向の向上を図るためインターンシップの受入を促進します。
受入企業には、協力費(1万円/人)を支給します。

要件 5日間以上の実務を通じた就業体験

支給対象 中小企業 ※学生の休暇時期での受入れとなります。

人材紹介
手数料不要



日本語学習支援補助金／外国人材受入・定着支援事業補助金

●外国人材受入企業が従業員に対して行う日本語学習支援に要する経費を補助します!

補助対象 中小企業

補助率 1/2(上限50万円)

オンライン学習も補助対象



●外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組に要する経費を補助します!

補助対象 中小企業

補助率 1/2(上限100万円)

対象例

- 特定技能取得に必要な試験対策等に要する経費
- 外国人同士のコミュニティづくり要する経費
- 居住確保や通勤サポートに要する経費



補助金のお問い合わせはこちらへ

(例)居住地と会社間の通勤手段として
乗合バスを運行する場合の費用を補助



新潟県

産業労働部雇用能力開発課

TEL.025-280-5270 申請先 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/koyou/31505202.html> >>>



長野県内の企業・団体の皆さまの

外国人材の受け入れに関する 疑問・質問にお答えします！



日本行政書士会連合会
公式キャラクター ユキマサくん

たとえば・・・

技能実習生を受け入れるには
どうすればいいのだろうか…

外国人を雇用するとき
どんなルールが
あるんだろう…

外国人留学生を
採用するときの
注意点は？

『特定技能 1 号・2 号』って
どんな在留資格？



外国人従業員に
できるだけ長く
働いてもらうには…

こんなときは、まずはお気軽にご相談ください
専門的知識を持った相談員（申請取次行政書士）が対応いたします
来所相談、電話相談のほか、出張相談も承ります

長野県外国人材受入企業サポートセンター

電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

長野県長野市大字南長野南県町1009-3 長野県行政書士会館内

相談時間 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9:00～16:00（事前予約制）

相談無料・秘密厳守



詳しくはこちらから

長野県外国人材受入企業サポートセンターは、長野県行政書士会が長野県の委託を受けて、県内企業・団体の皆さまからの外国人材受け入れに関するご相談に対応するために設置・運営するものです





FAX 026-217-1472

**長野県外国人材受入企業サポートセンター
相談申込書**

FAXでの申し込みは、以下の記入欄にご記入のうえ送信してください。

申し込み受付後、ご記入いただいた電話番号にご連絡いたします。

事業所名	ふりがな
業種	
所在地	
相談者 部署・氏名	ふりがな
連絡先電話番号	
相談内容	

※ご提出いただいた事業所の情報や相談内容は、法令に定めのある場合や相談者が同意された場合を除き、目的外に利用することや第三者に提供することはありません。

長野県外国人材受入企業サポートセンター

〒380-0836

長野市大字南長野南県町1009-3

電話 026-217-1471

FAX 026-217-1472

メール nagano-gsc@aroma.ocn.ne.jp

URL <https://nagano-gaisapo.org/>

✓ 人手不足

✓ 人材確保

にお困りの企業様へ

外国人材の採用を 長野県がサポート!



「何から始めればいい?」を一緒に解決します!

※初めての採用でなくともご利用いただけます



こんな企業におすすめ



- ✓ 求人を出しても応募がない
- ✓ 外国人材の受入れを検討しているが不安
- ✓ どこに相談したらよいか分からない

外国人材採用に関する
無料相談窓口

☎ 050-3666-0468

マッチング支援デスクは 長野県事業 なので安心!



多数の企業・団体と連携。実績のある専門機関が対応

長野県内企業様への支援が可能な監理団体・登録支援機関・人材紹介会社等をマッチング先として認定しています。

※監理団体・登録支援機関とは、技能実習や特定技能の外国人材受入れ支援等に関する専門機関です。

例えばこんなサポート



参加
無料

外国人材採用についてもっと知りたい方へ

オンラインセミナー

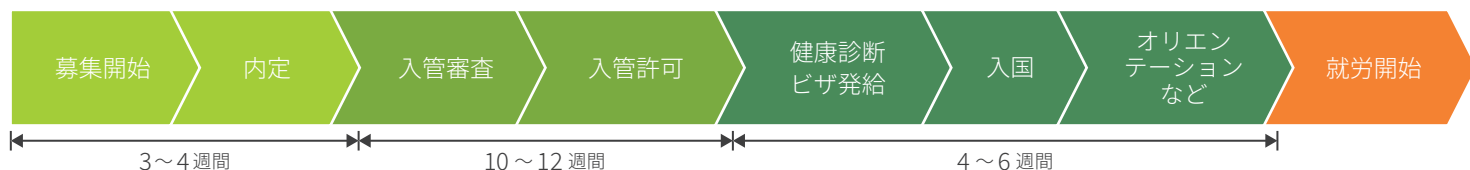
を開催します! 詳細はWebサイトに



受入れスケジュール(例)

受入れまでの期間は採用する外国人の在留資格・国籍・居住地により異なります。状況により例より長い時間を要する場合がございます。予めご了承ください。

▶ 特定技能の外国人材採用の場合 一般的に 4~6 ヶ月



▶ 技能実習生の受入れの場合 一般的に 6~8 ヶ月



こんなご質問をいただきます



受入れ体制がまだ整っていないのですが、他の企業さんはどうしていますか?



まず何から始めればよいですか?



自社でも外国人材を採用できるか確認するにはどうすればいい?



外国人材の給与や待遇はどのように設定すればよいですか?



外国人材雇用に使える助成金制度はありますか?

— お問い合わせはこちら —

電話番号

外国人材受入企業
マッチング支援デスク

050-3666-0468

松本事務局 〒390-0815 松本市深志2-5-2県信松本深志ビル4F

長野事務局 〒380-0823 長野市南千歳1-12-7新正和ビル6F

受付時間

土日祝日を除く
9:30~17:30

※当事業は長野県より委託を受け、アデコ株式会社が運営しています。

外国人材受入企業マッチング支援デスク公式サイト

<https://nagano-gaikokujinzai.com/> 詳細のご確認、セミナー応募はこちら▶



長野県公式LINE

こちらより、友だち追加をお願いします▶

